

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年1月1日
(第12期) 至 平成22年12月31日

アンジェス MG株式会社

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
彩都バイオインキュベータ4階

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	2
2 沿革	4
3 事業の内容	5
4 関係会社の状況	12
5 従業員の状況	12

第2 事業の状況

1 業績等の概要	13
2 生産、受注及び販売の状況	14
3 対処すべき課題	15
4 事業等のリスク	17
5 経営上の重要な契約等	23
6 研究開発活動	25
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要	29
2 主要な設備の状況	29
3 設備の新設、除却等の計画	30

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	31
(2) 新株予約権等の状況	32
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	48
(4) ライツプランの内容	48
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	48
(6) 所有者別状況	49
(7) 大株主の状況	49
(8) 議決権の状況	50
(9) ストック・オプション制度の内容	51
2 自己株式の取得等の状況	56
3 配当政策	56
4 株価の推移	56
5 役員の状況	57
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	60

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等	
(1) 連結財務諸表	65
(2) その他	107
2 財務諸表等	
(1) 財務諸表	108
(2) 主な資産及び負債の内容	124
(3) その他	125

第6 提出会社の株式事務の概要

第7 提出会社の参考情報

1 提出会社の親会社等の情報	127
2 その他の参考情報	127

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年3月31日

【事業年度】 第12期（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

【会社名】 アンジェス MG株式会社

【英訳名】 AnGes MG, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 英

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 彩都バイオインキュベータ4階

【電話番号】 072-643-3590

【事務連絡者氏名】 経理部長 西島 雄一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階

【電話番号】 03-5730-2753

【事務連絡者氏名】 経理部長 西島 雄一

【縦覧に供する場所】 アンジェス MG株式会社 東京支社
（東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
事業収益 (千円)	2,912,166	1,720,098	951,147	585,695	286,915
経常損失 (千円)	1,137,656	1,730,813	2,541,065	2,783,518	1,911,498
当期純損失 (千円)	1,114,761	1,728,450	3,534,371	2,921,390	1,967,217
純資産額 (千円)	6,758,959	12,305,527	8,963,785	6,512,927	4,287,984
総資産額 (千円)	8,063,537	13,182,423	9,678,405	7,162,146	5,004,474
1株当たり純資産額 (円)	65,190円13銭	104,571円65銭	75,611円82銭	54,345円29銭	35,019円99銭
1株当たり当期純損失 (円)	10,803円81銭	15,154円20銭	30,079円51銭	24,804円64銭	16,668円71銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	83.8	93.0	92.0	89.5	82.7
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△898,036	△1,976,242	△1,978,065	△2,225,095	△1,842,885
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△703,667	△3,668,456	1,526,699	△530,513	952,341
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	395,443	7,446,496	29,993	11,727	11,929
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	4,478,255	6,276,024	5,799,571	3,049,098	2,152,335
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	93 (22)	91 (21)	90 (14)	80 (9)	76 (9)

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3 自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失及び1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
事業収益 (千円)	2,858,962	1,679,801	857,810	432,479	284,412
経常損失 (千円)	903,453	1,641,766	2,397,922	2,753,881	1,825,810
当期純損失 (千円)	950,273	1,681,677	4,107,776	2,770,025	1,863,126
資本金 (千円)	5,693,655	9,439,094	9,454,618	9,460,618	9,466,618
発行済株式総数 (株)	103,662	117,213	117,751	117,991	118,231
純資産額 (千円)	6,958,343	12,526,594	8,671,011	6,369,399	4,263,351
総資産額 (千円)	8,267,700	13,413,125	9,364,869	7,026,021	4,938,311
1株当たり純資産額 (円)	67,113円54銭	106,712円74銭	73,125円44銭	53,128円85銭	34,811円65銭
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(内1株当たり 中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失 (円)	9,209円66銭	14,744円12銭	34,959円51銭	23,519円44銭	15,786円71銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	84.1	93.2	91.9	89.2	83.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	66 (16)	64 (15)	69 (9)	62 (4)	62 (4)

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3 自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失及び1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	沿革
平成11年12月	遺伝子治療薬、核酸医薬及び遺伝子の機能解析を行う研究用試薬の研究開発を目的として、大阪府和泉市に株式会社メドジーンを設立
平成12年6月	商号をメドジーン バイオサイエンス株式会社に変更
平成12年8月	HVJ-E非ウイルス性ベクターの製造・販売に関し、石原産業株式会社と提携
平成13年1月	大阪府池田市に池田ラボを開設
平成13年1月	東京都港区に東京支社を開設
平成13年1月	HGF遺伝子治療薬（末梢性血管疾患分野）の国内販売に関し、第一製薬株式会社（現 第一三共株式会社）と提携
平成13年7月	本社を大阪府豊中市に移転
平成13年10月	商号をアンジェス エムジー株式会社に変更
平成13年10月	米国での臨床開発を目的として、米国メリーランド州にアンジェス インク（連結子会社）を設立
平成14年4月	HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患分野における米国及び欧州、並びに虚血性心疾患分野における日本、米国及び欧州の販売に関し、第一製薬株式会社（現 第一三共株式会社）と提携
平成14年6月	欧州での臨床開発を目的として、英国サセックス州にアンジェス ユーロ リミテッド（連結子会社）を設立
平成14年7月	治療用及び診断用遺伝子の発見・創薬を目的として、大阪府豊中市にジェノメディア株式会社（連結子会社）を設立
平成14年9月	東京証券取引所マザーズに上場
平成15年2月	アンジェス ユーロ リミテッドが本社を英国サリー州に移転
平成15年9月	会社分割制度を用いてグループ内の組織再編を行い、グループ内（当社及び連結子会社のジェノメディア株式会社）に分散するHVJ-E非ウイルス性ベクター事業に関する人材、資産、知的財産権をジェノメディア株式会社に集約化
平成16年3月	商号をアンジェス MG株式会社に変更
平成16年9月	本社及び研究所を大阪府茨木市に移転 ジェノメディア株式会社が本社を大阪府茨木市に移転
平成17年6月	NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎分野において、アルフレッサ ファーマ株式会社と共同開発契約を締結
平成18年5月	Allovectin-7のメラノーマ分野の米国開発に関し、バイカル インク（米国）と研究開発契約及び同社に対する出資契約を締結
平成18年12月	ムコ多糖症VI型治療薬（ナグラザイム）の国内での販売に関し、バイオマリン ファーマシューティカル インク（米国）と提携
平成20年3月	HGF遺伝子治療薬（製品名：「コラテジェン」）を、重症虚血肢を有する閉塞性動脈硬化症及びパージャー病を適応症として、国内において承認申請
平成20年4月	ムコ多糖症VI型治療薬（ナグラザイム）の国内での販売開始
平成20年10月	NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎分野における、アルフレッサ ファーマ株式会社との共同開発契約終了
平成21年2月	第一三共株式会社と締結していた、HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患分野並びに虚血性心疾患分野における、米国及び欧州に関する独占的販売契約が終了
平成21年11月	虚血性疾患治療剤「コラテジェン」の米国第Ⅲ相臨床試験において、FDA（米国食品医薬品局）とのSPA（特別プロトコール査定）を合意
平成22年9月	国内における「コラテジェン」の製造販売申請を取り下げ 「コラテジェン」の米国第Ⅲ相臨床試験において、FDA（米国食品医薬品局）よりFast Track指定を取得
平成22年12月	NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎分野において、塩野義製薬株式会社と共同開発するライセンス契約を締結

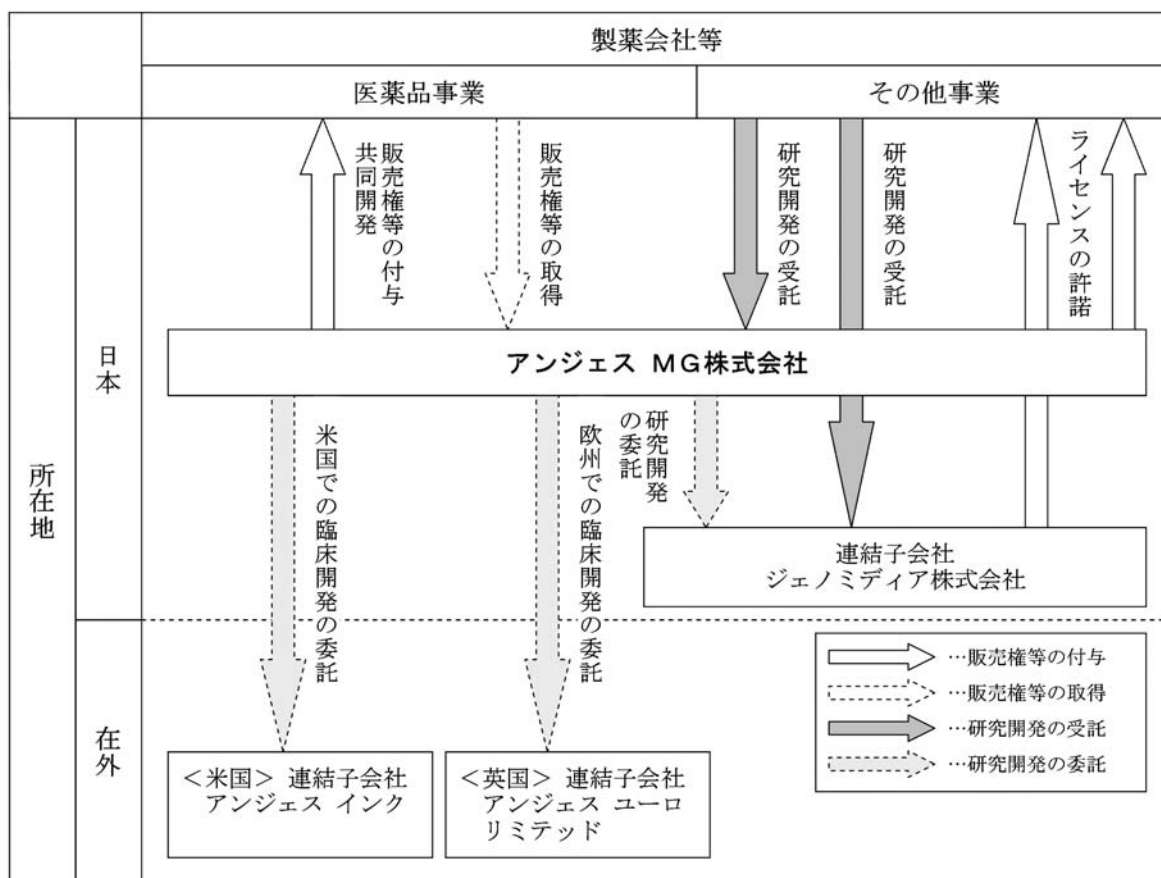
3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社より構成され、遺伝子医薬品の開発、新規ベクター技術の研究開発を進めております。当社グループの各社と各事業における位置付け及び事業系統図は、以下の通りです。

<当社とグループ各社の事業における位置付け>

名称	主要な事業の内容
当社	遺伝子医薬品の開発
アンジェス インク	米国での遺伝子医薬品の臨床開発
アンジェス ユーロ リミテッド	欧州での遺伝子医薬品の臨床開発
ジェノメディア株式会社	癌免疫療法剤の研究開発、新規有用遺伝子及び分子の探索、遺伝子機能解析

当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。



(1) 開発プロジェクト

① コラテジェン (HGF遺伝子治療薬)

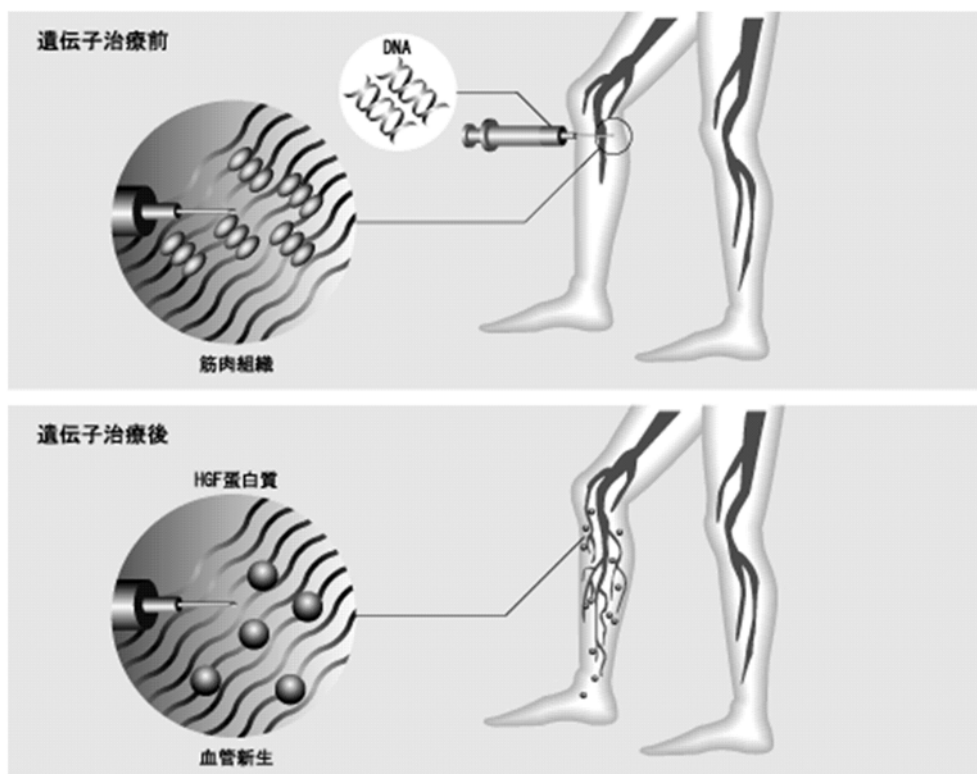
虚血性疾患治療剤「コラテジェン」は、HGF (Hepatocyte Growth Factor、肝細胞増殖因子) 遺伝子を含む遺伝子治療薬です。HGFは、肝臓の細胞を増やす因子として1980年代に発見されました。最初は、肝臓の病気の治療薬として研究されていましたが、HGF遺伝子に血管新生作用があることが、1995年に大阪大学大学院医学系研究科の森下竜一寄附講座教授により明らかにされました。当社グループは、血管が詰まり血流が悪くなっている虚血性疾患に対し、血管新生作用を有する画期的な新薬となることを目指し、本剤の開発を進めております。

a) 対象疾患

血管が詰まることにより生じる疾患には、例えば、①糖尿病などにより足の血管が閉塞し、血液がうまく届かず壊死して最終的には足を切断しなければならなくなる末梢性血管疾患（閉塞性動脈硬化症やバージャー病）や、②心臓の冠動脈の血液の流れが悪くなって起こる虚血性心疾患（狭心症や心筋梗塞）があります。これらの疾患の重症患者に対しては、薬物療法の他、バルーンカテーテル（カテーテルにより血管を通して動脈の形成を行う治療）やバイパス手術による血行再建術が行われますが、それでも十分な回復が期待できない場合があります。

本剤は、既存療法では効果が期待できず、足を切断するリスクがある重症の末梢性血管疾患患者に対しても効果が期待されています。また、本剤は患部への注射剤であり、簡便な方法による血管新生療法を目指しております。当社グループでは、まず重症の末梢性血管疾患を対象として開発を進めております。

<注射によるHGF遺伝子治療（末梢性血管疾患）>



b) 技術導入の概況

当社グループは、本剤の開発にあたって、田辺三菱製薬株式会社（旧三菱ウェルファーマ株式会社）からHGF遺伝子の物質特許について実施権の許諾を受けております。さらに、大日本住友製薬株式会社及び当社取締役森下竜一からHGF遺伝子をHGF遺伝子治療薬に用いるための基本特許（一部の出願国で審査中）の譲渡を受けております。また、本剤の投与に関して、米国のバイカル インク、セントエリザベスメディカルセンターから、それぞれ必要な特許実施権の許諾を受けております。

これらの実施権の許諾又は特許権の譲渡の対価は、本剤の開発の進捗次第でマイルストーン、製品が上市された後には、売上高に応じたロイヤリティを支払う予定となっております。

c) 研究開発の概況

当社グループでは、末梢性血管疾患及び虚血性心疾患領域における開発を進めております。血管新生療法を目的とする遺伝子治療は、米国等においてHGF遺伝子の他、FGF（Fibroblast Growth Factor、線維芽細胞増殖因子）遺伝子等を用いた臨床試験が行われています。

当社グループのHGF遺伝子治療薬「コラテジェン」の開発状況については、末梢性血管疾患分野において、重症虚血肢を有する閉塞性動脈硬化症及びバージャー病を適応症として、国内において製造販売承認申請を行ないました。独立行政法人医薬品医療機器総合機構との協議を重ねた結果、国内第Ⅲ相臨床試験において本剤の有効性は確認できたものの、承認取得には更なる臨床データの集積が必要との結論に至ったことから、一旦承認申請を取り下げ、必要な追加試験の実施後に再申請することにいたしました。現在、当社グループでは海外での承認取得を目的とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の準備を進めており、既に米国食品医薬品局（FDA）より

SPA (Special Protocol Assessment、特別プロトコール査定) とFast Track指定を取得しております。日本もこの国際共同第Ⅲ相臨床試験に参加し、日本においても最短かつ確実に承認を取得することを目指します。また、虚血性心疾患分野において米国で第Ⅰ相臨床試験の段階にあります。

d) 製造体制

当社グループは、本剤を自社では製造しておらず、他社に委託して製造しております。

e) 販売体制

当社グループは、末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野において、国内の独占的販売権を第一三共株式会社に付与しております。

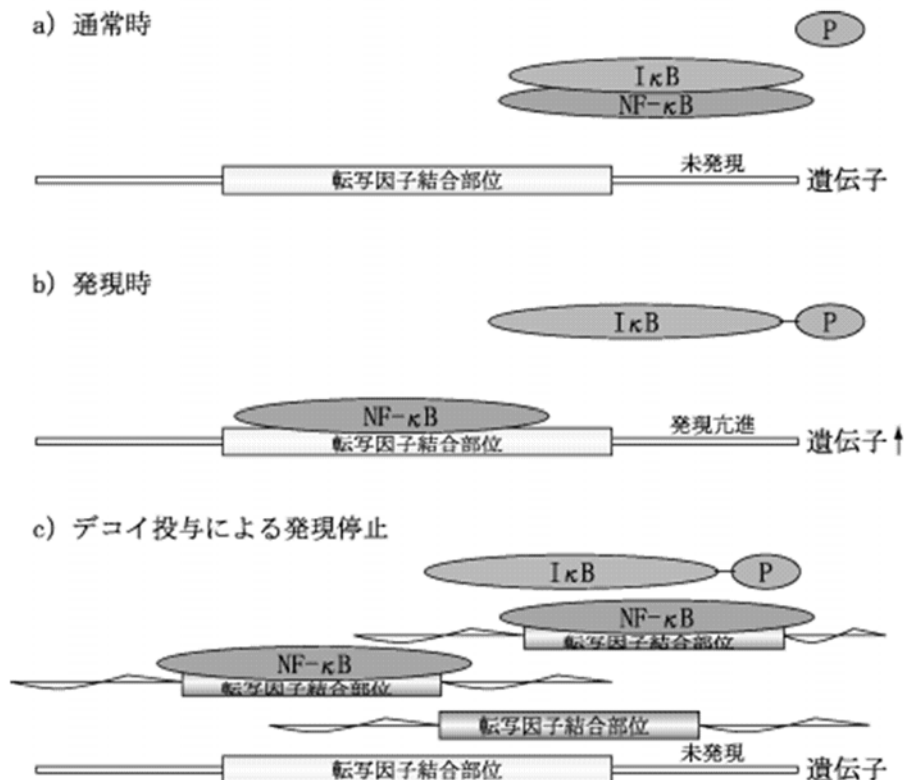
② NF- κ Bデコイオリゴ

遺伝子医薬には大きく分けると二つの方法があります。一つは、コラテジェン (HGF遺伝子治療薬) のように遺伝子そのものを利用するもの、もう一つは核酸合成機で作成される人工遺伝子を利用するものです。後者は、遺伝子そのものではなく、遺伝子の構成成分の一部のみを使うため人工遺伝子と呼ばれたり、核酸からできているので核酸医薬と呼ばれたりしております。

デコイはこの核酸医薬の一種です。遺伝子は、転写因子がゲノムに結合してスイッチが入りますが、デコイは、そのゲノム上の転写因子結合部分と同じ配列を含む短い核酸 (DNA) を人工的に合成したもので、体内に投与すると転写因子がゲノムに結合することを阻害して遺伝子の働きを抑えます。

NF- κ Bは、免疫及び炎症反応を強める遺伝子のスイッチ役を担う転写因子で、このNF- κ Bに対するデコイを作成して患部に投与することで、過剰な免疫反応により生じる疾患を治療することが期待されております。

<NF- κ Bデコイオリゴの作用原理>



a) 対象疾患

NF- κ Bデコイオリゴの対象となる疾患には、過剰な免疫反応を原因とするアレルギー疾患及び自己免疫疾患があります。これら疾患では、免疫反応を強める遺伝子が過剰に働いており、NF- κ Bデコイオリゴを投与し、これら遺伝子の発現を調節して疾患を治療することが期待されます。

b) 技術導入の概況

当社グループは、NF- κ Bデコイオリゴの開発にあたって、アステラス製薬株式会社及び当社取締役森下竜一からNF- κ Bデコイオリゴに関する特許権の譲渡を受けております。この特許権の譲渡の対価は、当社グループが開発するNF- κ Bデコイオリゴが上市された後に、売上高に応じて支払う予定となっております。さらに今後とも、その実施に必要な特許実施権の許諾を受けるための交渉をしていく予定です。

c) 研究開発の概況

NF- κ Bデコイオリゴについては、アトピー性皮膚炎を中心として研究開発を進めており、国内で第Ⅱ相臨床試験の段階にあります。平成22年12月に塩野義製薬株式会社との間でアトピー性皮膚炎などを治療する外用剤全般の共同開発、及び全世界における独占的な販売権許諾に合意致しました。本契約の許諾対象はアトピー性皮膚炎に限らず、欧米に患者数の多い尋常性乾癬など、外用剤により治療される皮膚疾患全般が含まれております。今後は、本提携を軸にして、アトピー性皮膚炎などの皮膚科領域の開発を進めてまいります。

また、NF- κ BデコイオリゴをPTAバルーンカテーテルの外表面に塗布した新世代医療機器の研究開発を進めており、現在、前臨床段階にあります。

d) 製造体制

当社グループは、NF- κ Bデコイオリゴの研究用及び治験用原薬は自社で製造しておらず、外部に委託しております。

e) 販売体制

当社グループは、外用剤により治療される皮膚疾患分野において、全世界における独占的な販売権を塩野義製薬株式会社に付与しております。

③ HVJ-E非ウイルス性ベクター (GEN0101)

HVJ (Hemagglutinating Virus of Japan、別名センダイウイルス) は、1950年代に日本国内で発見されたウイルスです。このHVJのゲノムを不活性化し、膜のみを用いるベクターがHVJ-E非ウイルス性ベクターです。

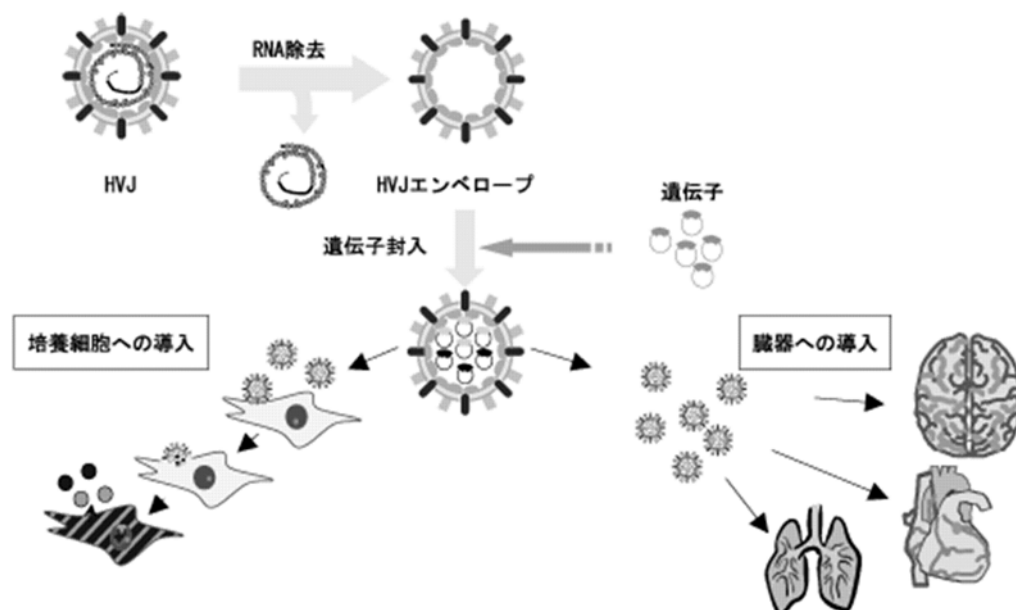
a) 用途

HVJ-E非ウイルス性ベクターは、膜に細胞を融合（細胞融合）する作用があることから、遺伝子等の物質を細胞に導入する効率が高く、しかもウイルスゲノムが全て除去されているため、ヒトに対する安全性も高いベクターです。

HVJ-E非ウイルス性ベクターは、遺伝子治療薬への応用のほか、核酸医薬や蛋白医薬、低分子化合物など、医薬品の薬剤吸収を向上するDDS (Drug Delivery System、薬剤送達システム) として有効である可能性があります。また、HVJ-E非ウイルス性ベクターには癌免疫を誘導する特徴があり、癌免疫療法剤（開発コード：GEN0101）としての研究開発を進めております。

一方、HVJ-E非ウイルス性ベクターは、創薬や診断薬に利用できる新規有用遺伝子を発見する研究に用いることができます。ベクターにより調べたい遺伝子を細胞や臓器に導入し、実際にどのような影響が出るかを観察することで新規有用遺伝子を見つけることができます。

<HVJ-E非ウイルス性ベクターによる遺伝子導入システム>



b) 技術導入の状況

当社グループは、HVJ-E非ウイルス性ベクター（GEN0101）の開発にあたって、大阪大学大学院医学系研究科の金田安史教授からHVJ-E非ウイルス性ベクターに関する特許権（一部の出願国で審査中）の譲渡を受けております。この特許権の譲渡の対価は、当社グループが開発する当該特許を利用した製品が発売された後に、売上高に応じて支払う予定になっております。

また、HVJ-E非ウイルス性ベクターの補完的技術としてHVJリボソーム（人工的な脂質からなる膜）を利用するため、米国のブリガム アンド ウィメンズ ホスピタル インクから、その実施に必要な特許権の独占的実施権の許諾を受けております。

c) 研究開発の概況

GEN0101については、前立腺癌に対する免疫療法剤として研究開発を行っております。特に、バイオ医薬として臨床応用を開始する際の、規制当局への申請書作成に必要なデータ取得を中心に研究開発を実施しております。

さらに、疾患関連遺伝子、診断・検査用遺伝子の探索研究を実施しております。新規疾患関連遺伝子を用いた遺伝子検査法の開発に関しては、株式会社ファルコバイオシステムズとの間で、共同事業を進めております。

d) 製造販売体制

当社グループは、HVJ-E非ウイルス性ベクターの遺伝子機能解析用キットを主とする関連製品に関する全世界独占的実施権を石原産業株式会社に許諾しており、同社からHVJ-E非ウイルス性ベクターと補助剤をキット化した「GenomONE」が発売されております。

また、GEN0101については、前立腺癌を対象とする国内での製造販売権を株式会社TSD Japanに供与しております。

④ ナグラザイム

ナグラザイムは、米国のバイオマリン ファーマシューティカル インクによって開発された治療薬であり、ムコ多糖症VI型に対して世界で初めて承認を取得した酵素補充療法剤です。

a) 対象疾患

ムコ多糖症VI型は、先天性代謝異常疾患で、現在、国内で確認されている患者数は数名という極めて希な疾患です。アリルサルファターゼBという酵素の欠損によりデルマタン硫酸やコンドロイチン硫酸が分解できずに体内に蓄積し、生後1年程度から関節の運動制限や骨変形が認められ、肝腫大・脾腫大、角膜混濁、聴力障害、心弁膜障害等の種々の症状を呈する進行性の疾患です。

従来の治療法としては骨髄移植術がありますが、ドナー確保の問題や移植に伴うリスクのため、より安全で有効な治療法が求められていました。

b) 研究開発の概況

ナグラザイムは、米国では平成17年5月に、欧州では平成18年1月に販売承認を受けております。国内においても、患者団体や学会から使用の要望が高い薬剤であり、当社が平成19年8月に同剤の承認申請を行い、平成20年3月に製造販売承認を取得いたしました。

c) 製造体制

当社グループが国内販売するためのナグラザイムは、バイオマリン ファーマシューティカル インクが米国において製造しております。

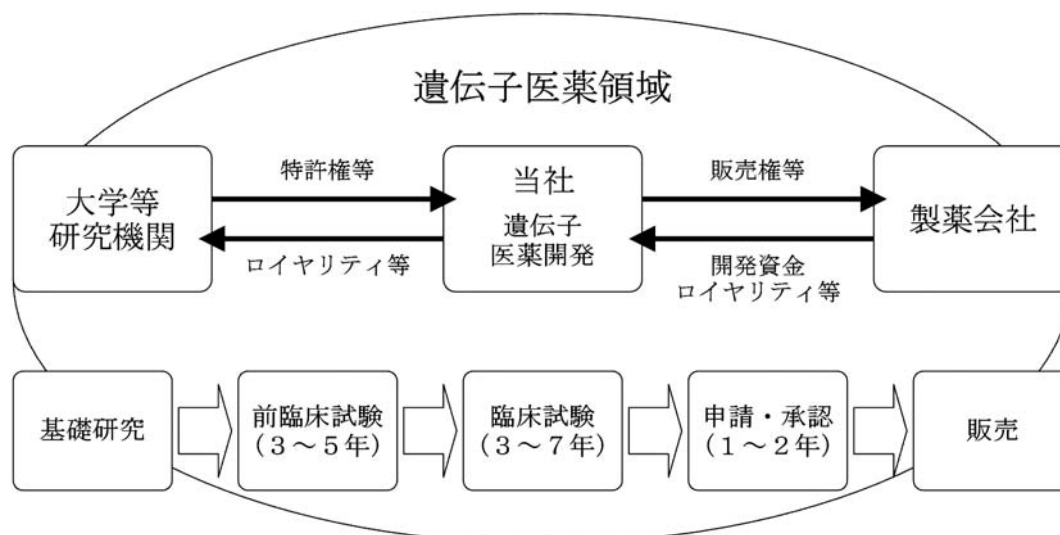
d) 販売体制

当社グループは、バイオマリン ファーマシューティカル インクより、国内での販売権を取得し、平成20年4月より販売しております。

(2) ビジネスモデル

当社グループでは、以下のビジネスモデルに沿って事業を進めてまいります。

<当社グループの事業領域>



第一に、当社グループの事業領域は、遺伝子医薬を中心とすることです。当社設立の経緯は、大阪大学大学院医学系研究科の森下竜一寄附講座教授がHGF遺伝子を治療薬として使うために特許を申請し、製薬会社による開発を期待したもの、世界でも新しい領域である遺伝子治療薬の開発に着手する企業がなく、やむなく「自分で起業するしかない」と決断するに至ったことによります。遺伝子医薬の領域は、既存の製薬会社にもノウハウがなく、研究開発に取り組みにくい分野です。当社グループとしては、国内外の大学等で生まれた研究成果などをもとに新規プロジェクトを積極的に立ち上げ、遺伝子医薬領域における事業基盤を早期に固めることに努めてまいります。

<一般的な新薬開発のプロセスと期間>

プロセス	期間	内容
基礎研究	2～3年	新規物質の創製及び候補物質の絞り込み
前臨床試験	3～5年	実験動物を用いて、有効性及び安全性を確認する試験
臨床試験	3～7年	第Ⅰ相：少数健康人を対象にして、安全性及び薬物動態を確認する試験 第Ⅱ相：少数患者を対象にして、有効性及び安全性を確認する試験 第Ⅲ相：多数患者を対象にして、既存薬との比較により有効性及び安全性を確認する試験
申請・承認	1～2年	国（厚生労働省）による審査

第二に、医薬品の開発リスクを提携戦略により低減することです。医薬品開発は、一般に多額の資金と長い時間が必要とされ、しかも全てが予定通りに進むとは限りません。このため、経営資源が限られたベンチャー企業である当社グループとしては、他社との提携を積極的に行い、提携先が持つ医薬品開発力を活用したり、提携先から開発協力金を受け取りながら、財務面でのリスクを低減することを目指しています。

なお、当社グループは、事業のステージが先行投資の段階にあるため、現時点では当期純損失を計上しておりますが、現在の事業計画に沿って研究開発を着実に進め、将来、医薬品の販売から得られる収益によって損益を改善し、さらには利益を拡大する計画であります。

(3) 事業別の内容

① 医薬品事業

医薬品事業は、主にHGF遺伝子治療薬の開発に関して提携先から得られる収益、及びナグラザイムの販売による収益によって構成されております。

ナグラザイムに関しては、バイオマリン ファーマシューティカル インクから当社が国内での販売権を取得しています。ナグラザイムは、平成20年4月に発売され、当社グループは、ナグラザイムの販売による収益を計上しています。

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」(HGF遺伝子治療薬)に関しては、第一三共株式会社に対し、末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野の国内の独占的販売権を付与する契約を締結しており、その契約に基づいて、当社グループは、開発の進捗に伴い、開発協力金やマイルストーンを受取り、事業収益に計上しております。さらに将来、コラテジェンが上市された際には、当社グループは、売上高の一定率をロイヤリティとして受取る予定です。

NF- κ Bデコイオリゴについては、塩野義製薬株式会社との間でアトピー性皮膚炎などを治療する外用剤全般の共同開発、及び全世界における独占的な販売権を付与する契約を締結しており、その契約に基づいて、当社グループは、開発の進捗に伴い、開発協力金やマイルストーンを受取り、事業収益に計上する予定です。さらに将来、本製品が上市された際には、当社グループは、売上高の一定率をロイヤリティとして受取る予定です。

GEN0101に関しては、当社子会社ジェノメディア株式会社が株式会社TSD Japanに対し、前立腺癌を対象とする国内の独占的製造開発販売権を付与する契約を締結しております。

Allovectin-7に関しては、バイカル インクとの間で、メラノーマに対する米国での開発に関しての研究開発契約を締結しています。将来、Allovectin-7が米国等で上市された際には、当社グループが売上高に応じたロイヤリティを受取る予定です。

② その他

医薬品事業のほか、以下の事業収益が計上されております。

HVJ-E非ウイルス性ベクター遺伝子機能解析用試薬については、石原産業株式会社に同試薬キットの製造、使用及び販売についての全世界における独占的ライセンスを供与しております。これに基づいて、当社グループは、遺伝子機能解析用試薬キットの売上高の一定率をロイヤリティとして受け取っております。

デコイ型核酸に関しては、NF- κ Bデコイオリゴを含むデコイ型核酸に関して株式会社ジーンデザイン及び北海道システム・サイエンス株式会社と提携しております。これらに基づいて、当社グループは、デコイ型核酸の試薬売上高の一定率をロイヤリティとして受け取っております。

その他、研究調査の受託事業等を実施しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有（被所有）割合		関係内容
				所有割合（%）	被所有割合（%）	
（連結子会社） アンジェス インク （注） 1	Gaithersburg, MD, U. S. A	400千米ドル	米国での遺伝子医薬品の臨床開発	100.0	—	・ 役員の兼任 当社役員 2名 ・ 業務委託
アンジェス ユーロ リミテッド	Croydon, Surrey, UK	50千英ポンド	欧州での遺伝子医薬品の臨床開発	100.0	—	・ 役員の兼任 当社役員 1名 ・ 業務委託
ジェノメディア株式会社	大阪府茨木市	348,250千円	癌免疫療法剤研究開発・遺伝子機能解析	72.3	—	・ 役員の兼任 当社役員 2名 ・ 業務委託 ・ 資金の貸付 ・ 設備の賃借

（注） 1 特定子会社であります。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社は、ありません。

5 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

事業の種類別セグメントを記載していないため、事業別の従業員数を示すと、次のとおりであります。

平成22年12月31日現在

事業別	従業員数（名）
医薬品	54（6）
全社（共通）	22（3）
合計	76（9）

（注） 1 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

2 全社（共通）として記載されている従業員数は、事業開発部門及び管理部門等に所属している者であります。

（2）提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
62（4）	41.3	5.3	7,858,584

（注） 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含め、ストック・オプションによる株式報酬費用は除いております。

（3）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善等景気回復の兆しが見られるものの、雇用情勢や所得環境の悪化が続き、個人消費は依然として低調に推移しており、景気の先行きは不透明な状況であります。

わが国の医薬品業界においては、後発品使用促進等の医療費抑制政策の継続的な推進や薬価改定等により、国内外の企業間競争は激しさを増す等、引き続き厳しい環境下であり、今後も業界内での淘汰再編がさらに進んでいくことと思われまます。

このような状況の下、当社グループ（当社及び連結子会社3社）では、遺伝子医薬品の研究開発を進めるとともに、新たな提携候補先との契約交渉を行うなど、事業の拡大を図ってきました。

当連結会計年度の連結業績は、以下の通りです。

当連結会計年度の事業収益は2億86百万円（前年同期比2億98百万円（△51.0%）の減収）となりました。当社グループでは、医薬品事業において、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」（HGF遺伝子治療薬）につき、医薬品開発の進捗に伴い、提携企業からの開発協力金を事業収益として計上しております。

また、ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」の販売収入につきましても、医薬品事業の事業収益に加えております。さらに、医薬品事業以外のその他の事業については、HVJ-E非ウィルス性ベクター遺伝子機能解析用キットや、NF-κBデコイオリゴを含むデコイ型核酸医薬に関して、提携企業より、これら研究用試薬の販売額の一定率をロイヤリティとして受け入れ、事業収益に計上しております。

当連結会計年度における研究開発費は14億39百万円（前期比9億9百万円（△38.7%）の減少）となりました。研究開発の詳細は本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 6 研究開発活動」をご参照ください。

以上の結果、当連結会計年度の営業損失は20億10百万円（前年同期の営業損失は26億10百万円）となりました。平成20年4月に販売開始しておりますムコ多糖症VI型治療薬ナグラザイムの商品売上高が増加したものの、開発協力金収入の減少により、事業収益は前年同期比2億98百万円の減少となりました。一方、主に外注費の減少により研究開発費が9億9百万円減少したため、事業費用は前年同期比8億99百万円減少しております。その結果、営業損失は前年同期より6億円縮小しております。

当連結会計年度の経常損失は19億11百万円（前年同期の経常損失は27億83百万円）となりました。前述のとおり、営業損失が大幅に縮小したほか、主に投資事業組合損失が2億49百万円減少したことにより、前年同期から8億72百万円の損失減少となりました。

当連結会計年度の当期純損失は、19億67百万円（前年同期の当期純損失は29億21百万円）となっております。

これは主に、前述の経常損失の減少及び投資有価証券評価損が82百万円減少したことにより、前年同期から9億54百万円の損失減少となりました。

所在地別セグメントの業績は、日本は、事業収益2億96百万円（前期比2億88百万円の減収）、営業損失20億29百万円（前期比5億93百万円の改善）となりました。米国においては事業収益2億8百万円（前期比36百万円の減収）、営業利益18百万円（前期比7百万円の増益）、欧州では事業収益6百万円（前期比0百万円の減収）、営業利益は0百万円（前期比0百万円の減益）となりました。なお、日本の事業収益は外部顧客に対するものであり、北米及び欧州の事業収益はセグメント間の事業収益であります。この詳細は本報告書「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報)所在地別セグメント情報」をご参照ください。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ8億96百万円減少し、21億52百万円となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、18億42百万円（前年同期は22億25百万円の資金の使用）となりました。前年同期と比較しますと、税金等調整前当期純損失が9億63百万円縮小、投資事業組合運用損益が2億51百万円減少、投資有価証券評価損益が82百万円減少した一方、棚卸資産増減額が1億92百万円減少、前渡金増減額が94百万円減少及び前受金増減額が63百万円増加していること等により、3億82百万円の支出減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は、9億52百万円（前年同期は5億30百万円の資金使用）となりました。前年同期と比較して、定期預金の預け入れによる支出が5億円減少、有価証券の取得による支出が2億59百万円減少し、有価証券の償還による収入が8億36百万円増加、投資有価証券の取得による支出が97百万円増加したため、14億82百万

万円の入収入増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、11百万円(前年同期は11百万円の資金の獲得)となりました。当期の入収入は、ストック・オプションの権利行使による払い込みによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	生産高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	281,687	△51.1
その他	3,429	△8.6
合計	285,116	△50.9

(注) 1 金額は販売価格によっております。

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度の受注実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	181,118	11.2	—	—
その他	—	△100.0	—	△100.0
合計	181,118	10.5	—	△100.0

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	販売高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	283,486	△51.3
その他	3,429	△8.6
合計	286,915	△51.0

(注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
第一三共株式会社	288,844	49.3	102,368	35.7
成和産業株式会社	88,951	15.2	97,490	34.0
アルフレッサ株式会社	53,133	9.1	83,495	29.1
株式会社TSD Japan	150,900	25.8	131	0.0

3【対処すべき課題】

当社グループは、創薬系バイオベンチャーとして、様々な対処すべき課題を認識しておりますが、これらの課題が解決できなかった場合等のリスクを下記に記載の通り認識しております。

(1) 現状事業の強化

当社グループは、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」及びNF- κ Bデコイオリゴなどいくつかの開発プロジェクトを進めております。当社グループは、これら現状事業を着実に進めることが最も重要な課題であると考えております。このため、プロジェクトを進める人材の確保及び充実に努める方針です。

(2) 新規プロジェクトの立ち上げ

当社グループは、現行プロジェクトの研究開発を進めることが最重要課題であると考えておりますが、医薬品開発リスクを分散させ、企業価値を向上させるためには、新規プロジェクトを立ち上げて開発ポートフォリオを充実させることが課題であると考えております。たとえば、NF- κ Bデコイオリゴの薬効、特徴を生かした新規プロジェクトとして血管再狭窄予防を目指した新規医療機器の開発を進めております。また、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」の効能追加、剤型追加等のライフサイクルマネジメント、海外の製薬会社やバイオベンチャーからの技術導入、国内外の大学などの新しいシーズの権利取得等により、新規プロジェクトを立ち上げていくことを検討してまいります。

(3) 医薬品開発における提携先の確保

一般的に、医薬品開発においては、多額の資金と長い時間が必要とされ、また予定通りに開発が進捗するとは限らない等、開発上のリスクが存在いたします。このため、当社グループでは、開発プロジェクトのリスクを低減するために、製薬会社と提携し、開発協力金を受け取ることで財務リスクを回避しながら開発を進めるといった提携モデルを基本方針としております。

現在、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」の国内開発については第一三共株式会社と、また、NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎適応に関する全世界における開発については塩野義製薬株式会社と提携契約を締結しております。

なお、当社グループでは、コラテジェンについて海外での承認取得を目的とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の準備を進めているため、今後は開発パートナーとなる提携先製薬企業の確保が課題となっており、その実現に向けた提携交渉を行ってまいります。

(4) 海外開発体制の強化

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」及びNF- κ Bデコイオリゴは、国内のみならず、米国や欧州にも数多くの対象患者がおり、これら遺伝子医薬の開発には潜在市場の大きい海外での事業展開が課題になります。このため、当社グループは、米国及び英国に海外子会社を設置しております。海外開発拠点については、今後も人材の充実などに努めてまいります。

(5) 国内販売体制の強化

当社グループは、平成20年4月より、ムコ多糖症Ⅵ型治療薬「ナグラザイム」を自社販売しております。さらに当社グループは、プロジェクト毎に自社販売の可能性を検討し、各プロジェクトの開発状況や新製品の導入状況を考慮しながら、販売体制強化に向けた様々な対応策を検討してまいります。

(6) 資金調達の実施

当社グループは、研究開発力強化のための資金調達が課題となります。このため、株式上場以降においても公募増資などによって資金調達をしてまいりました。さらに当社グループとしては、プロジェクトの開発資金を製薬会社との提携による開発協力金や公募増資等の実施により確保し、事業基盤強化に努めてまいります。

そのため、今後においても資金調達の可能性を適時検討してまいります。

(7) 買収防衛策

① 基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業使命及び企業価値を理解し、当社の企業価値を中長期的に向上させる者でなければならないと考えております。

また、当社は、公開会社である以上、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付の手法によっては、株主の皆様が当該買付に応じるか否かについて検討するための十分な情報、機会を与えられることのないまま、やむなく買付に応じるという判断を行わざるを得ない状況が生じる

可能性が否定できません。とりわけ当社は、難病の患者様に対する新薬開発を企業使命としており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていること、世界の先進国でもまだ商品化されていない遺伝子治療薬の研究開発を事業領域としていることから、その経営においては高い倫理観と遺伝子治療薬開発をはじめとするバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されております。

従いまして、当社は、大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様へ提供される情報、検討機会を確保するための相当かつ適切な対応をとることが必要であると考えております。

② 基本方針実現に資する具体的な取り組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、当社の企業価値を維持、向上させ、投資家の皆様へ長期的に当社に投資を継続していただくために、中期経営計画に基づき、現状の各プロジェクトの開発を着実に進め、事業化を進めるとともに、開発ポートフォリオの充実のため、他社との提携も含めた新規プロジェクトの立ち上げを検討し、進めてまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み

当社は、平成19年3月30日開催の当社定時株主総会にてその導入についてご承認いただきました当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」）の継続について平成22年3月30日開催の当社定時株主総会にてご承認を得ております。

本プランは、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社が取りうる対応方針から構成されております。大規模買付ルールの内容は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」）を行おうとする者に対し、(a)大規模買付の目的、方法及び内容、大規模買付後の事業計画等についての情報提供と、(b)当社取締役会による適切な評価期間（90日）の確保を要請するものです。当社取締役会は、評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、適切と判断する時点で公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、対抗措置（新株予約権の無償割当て）を決議することができるものとします。対抗措置の発動は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものではありません。

対抗措置としての新株予約権の無償割当ては、具体的には、一定の基準日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てるものです。新株予約権には、大規模買付者を含む特定の株主グループによる権利行使が認められないという行使条件を付し、当社が大規模買付者を含む特定の株主グループ以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する取得条件を付しています。

本プランの導入後であっても対抗措置が発動されない限り、株主及び投資家の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。一方、対抗措置が発動された場合、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者においては、その持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることとなります。また、この場合、新株予約権の無償割当てが実施され、当社が大規模買付者以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得した場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使なしで当社株式を受領することとなります。当社取締役会が対抗措置の発動を決定した場合には、適時適切な開示を行います。

本プランの有効期間は、平成23年3月30日開催の定時株主総会にて継続のご承認をいただきましたことから、平成23年開催の定時株主総会の日から平成24年開催の定時株主総会の日までとなっております。また、本プランを継続するか否かについては、平成24年開催の定時株主総会にて審議、決定することとし、以後も同様となっております。なお、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会は、本プランを廃止することができ、この場合、当該決議が行われた日をもって本プランは廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない限度で本プランを修正し、又は変更することができるものとします。当社は、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、変更の内容又は廃止について速やかに情報開示します。

③ 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記②(b)の取り組みは、当社の企業価値を持続的に向上させるためのものであり、また、上記②(b)の本プランは、株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様へ提供される情報、検討機会を十分に確保する目的とするものであり、対抗措置の発動は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものでもないことから、上記①の基本方針に沿い、当社株主全体の利益に合致するものと考えております。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループ（当社及び連結子会社3社）の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況」の他の項目、「第一部 企業情報 第5 経理の状況」等にも記載しておりますので、併せてご参照ください。将来に関する事項については平成22年12月末現在において判断したものであります。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

(1) 遺伝子治療の現状について

遺伝子治療とは、遺伝子を用いて病気を治療することです。世界初の遺伝子治療は、1990年に米国で実施され、アデノシン・デアミナーゼ（ADA）欠損症という先天的に免疫が正常に働かない遺伝性疾患が対象となりました。その後は、ADA欠損症などの遺伝性疾患だけでなく、有効な治療法がない癌や後天性免疫不全症候群などに対しても、遺伝子治療が実施されてきました。国内でも1995年に北海道大学においてADA欠損症を対象とした初めての遺伝子治療が行われ、その後、1998年に東京大学医科学研究所において腎臓癌、1999年に岡山大学において肺癌を対象とした遺伝子治療が実施されてきました。このように遺伝子治療としては、20年間に亘り数多くの臨床試験が行われています。

一方で、遺伝子治療は、新規性が高い治療法であることから、現段階では未知のリスクが否定できません。リスクとベネフィットの関係から、その対象疾患は、重篤な遺伝性疾患、癌、後天性免疫不全症候群その他の生命を脅かす疾患又は身体の機能を著しく損なう疾患に限られております。

遺伝子治療が有効と考えられる対象疾患としては、遺伝子の変異が原因の遺伝性疾患があります。遺伝性疾患は、遺伝子治療により正常な遺伝子が補充されるため、治療効果が期待しやすいと考えられる疾患です。

次に、遺伝子治療の対象疾患としては癌領域が期待されております。癌領域は、従来の治療法では十分な治療効果が得られない場合が多く、新しい治療法である遺伝子治療に期待が高まっております。癌の遺伝子治療には、癌抑制遺伝子を投与する方法や、患者の免疫力を高める遺伝子を投与する方法などが研究されております。

最近では、血管疾患や心臓疾患、関節リウマチ、神経変性疾患なども遺伝子治療の対象として臨床での研究が進められております。特に、当社が開発を進めているHGF遺伝子治療の対象である足の血管が詰まる閉塞性動脈硬化症や、心筋に酸素や栄養を送る冠動脈の硬化によって起こる虚血性心疾患は、世界の患者数が大変多い疾患領域でもあり、事業性の面からも注目されております。

遺伝子治療薬については、米国を中心に多くの臨床試験が実施されているものの、世界の中で、承認及び上市された製品がある地域は中国とフィリピンのみであり、日本、米国及び欧州などの先進国においては上市された製品はありません。当社は、国内において虚血性疾患治療剤「コラテジェン」（HGF遺伝子治療薬）の製造販売承認を申請していましたが、追加データ取得を目的として承認申請を一旦取り下げ、現在準備を進めている欧米での国際共同第Ⅲ相臨床試験に日本も参加することで、日本における承認を最短かつ確実に取得することを目指します。

(2) 今後の事業展開について

① 対処すべき課題

当社グループは、創薬系バイオベンチャーとして、様々な対処すべき課題を認識しておりますが、これらの課題が解決できなかった場合等のリスクを下記に記載の通り認識しております。

i) 現状事業の強化

当社グループは、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」及びNF- κ Bデコイオリゴなどいくつかの開発プロジェクトを進めております。当社グループは、これら現状事業を着実に進めることが最も重要な課題であると考えております。このため、プロジェクトを進める人材の確保及び充実に努める方針です。しかしながら、これら現状事業強化策が計画通りに進まず、あるいは同強化策の効果が期待通り得られず、プロジェクトの進捗に遅れが生じたり、研究開発の成果が期待通り得られない可能性があります。

ii) 新規プロジェクトの立ち上げ

当社グループは、現状プロジェクトの研究開発を進めることが最重要課題であると考えておりますが、医薬品開発リスクを分散させ、企業価値を向上させるためには、新規プロジェクトを立ち上げて開発ポートフォリオを充実させることが課題であると考えております。このため、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」の効能追加、剤型追加等のライフサイクルマネジメント、海外の製薬会社やバイオベンチャーからの技術導入、国内外の大学などの新しいシーズの権利取得等により、新規プロジェクトを立ち上げていくことを検討しています。しかしながら、これらの対応策から期待通りの効果が得られず、新規プロジェクトの立ち上げが計画通りに進まない可能性があります。

iii) 医薬品開発における提携先の確保

一般的に、医薬品開発においては、多額の資金と長い時間が必要とされ、また予定通りに開発が進捗するとは限らない等、開発上のリスクが存在いたします。このため、当社グループでは、開発プロジェクトのリスクを低減するために、製薬会社と提携し、開発協力金を受け取ることで財務リスクを回避しながら開発を進めるという提携モデルを基本方針としております。

現在、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」の国内開発については第一三共株式会社と、また、NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎適応に関する全世界における開発については塩野義製薬株式会社と提携契約を締結しております。

なお、当社グループでは、コラテジェンについて海外での承認取得を目的とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の準備を進めているため、今後は開発パートナーとなる提携先製薬企業の確保が課題となっており、その実現に向けた提携交渉を行ってまいります。

iv) 海外開発体制の強化

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」及びNF- κ Bデコイオリゴは、国内のみならず、米国や欧州にも数多くの対象患者がおり、これら遺伝子医薬の開発には潜在市場が大きい海外での事業展開が課題になります。このため、当社グループは、米国及び英国に海外子会社を設置しております。しかしながら、海外開発拠点に関しては、人材の確保や充実など解決すべき課題もあり、計画通りに事業が展開されない可能性もあります。

v) 国内販売体制の強化

現在当社グループは、平成20年4月より、ムコ多糖症Ⅵ型治療薬「ナグラザイム」を販売しております。さらに当社グループは、プロジェクト毎に自社販売の可能性を検討し、開発状況や新製品の導入状況を考慮しながら、販売体制強化に向けた様々な対応策を検討してまいります。

しかしながら、期待通りに国内で販売体制を強化できない可能性もあります。

vi) 資金調達の実施

当社グループは、研究開発力強化のための資金調達が課題となります。このため、今後も製薬会社との提携による開発協力金の確保や公募増資の実施等によって、研究開発投資を中心とする事業基盤強化のための資金調達の可能性を適時検討してまいります。なお、新株発行による資金調達が実施された場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、資金調達が円滑に進まない場合には、当社グループの事業の進捗に影響を及ぼす可能性があります。

② M&Aの実施

当社グループは、上記(2)①に記載の通り、現状事業の強化、新規プロジェクトの立ち上げ、医薬品開発における提携先の確保、海外開発体制の強化、国内販売体制の強化及び資金調達の実施を主な対処すべき課題として認識しており、その解決を図っていくことにしておりますが、その目的を達成するための一つの手段として、M&A (Mergers and Acquisitions、合併と買収)を実施する可能性があると考えております。

新株発行を伴うM&Aが実施された場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

(3) 研究開発について

当社グループの第11期連結会計年度及び第12期連結会計年度における研究開発費の総額はそれぞれ23億49百万円及び14億39百万円です。

一般に新薬の開発には、長期に亘る年月と多額の費用が必要になります。それにもかかわらず、医薬品の開発は計画通りに進行するとは限らず、様々な要因によって遅延する可能性があります。さらに、様々な試験の結果、期待した有用性が確認されず、研究開発を中止するリスクもあります。このような場合にあっては、当社グループの事業戦略や業績が影響を受ける可能性があります。

(4) 製造について

当社グループは、製品及び治験薬等を自社で製造しておらず、他社からの供給に依存しております。従いまして、将来、製品や治験薬等について、何らかの要因により、品質上の問題が生じたり、もしくは予定通りに確保できない場合には、医薬品開発に遅れが生じたり、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(5) 販売について

当社グループが開発中の医薬品については、国内、米国及び欧州等の各地域において、将来競合する可能性がある製品及び開発品があります。当社グループとしては、競争力の高い製品を早期に開発、上市することで、市場の一定シェアの獲得を目指しております。しかし、競合他社が当社の想定以上のシェアを獲得した場合、当社グループが開発した製品が上市された場合においても、期待通りの収益をあげられない可能性があります。

また、当社が販売する医薬品について、予期していなかった副作用が発現した場合には、その医薬品売上高の減少要因となり、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(6) 薬事法による規制について

薬事法は、医薬品・医療機器等の品質、有効性、安全性確保の観点から、企業が行う製造・販売等に関して必要な規制を行う法律です。当社グループは、現在、遺伝子治療薬等を中心とした医薬品の研究開発を行っておりますが、薬事法の規制を受けております。

当社グループは、国内において、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」を承認申請しておりましたが、追加試験実施に伴い一旦承認申請を取り下げ、追加試験実施後は再申請する予定です。NF- κ Bデコイオリゴについても、臨床試験等の研究開発を進めております。当社は、開発の過程で得られた様々な試験の結果を活用し、薬事法に基づいて、厚生労働大臣に対して医薬品の製造販売承認申請を行い、承認を取得することを目指しております。医薬品は、創薬から製造販売承認申請を経て、製造販売承認を取得するに至るまでには、膨大な開発コストと長い年月を必要とします。承認取得の可能性は、申請後の承認審査に耐え得るだけの品質、有効性及び安全性に関する十分な試験の結果が得られ、医薬品としての有用性を示すことができるか否かに依存しております。これは国内に限らず、米国、欧州の場合においても、それぞれの国で定められた同様な法律に基づいて承認を取得することから同様なことが言えます。このため、試験データの不足などが原因で、承認が計画どおりに取得できず、ひいては上市が困難といった事態の発生も想定されます。このような場合にあっては、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産権について

① 特許戦略

当社グループが現在展開している虚血性疾患治療剤「コラテジェン」、NF- κ Bデコイオリゴ及びHVJ-E非ウイルス性ベクターの研究開発活動は、主に当社グループが保有する又は当社グループが実施権を有する特許権あるいは特許出願中の権利に基づき実施しております。以下において、それらのうち特に重要なものを記載しております。

しかしながら、当社グループが現在出願中の特許が全て登録されるとは限りません。また、当社グループの研究開発を超える優れた研究開発により当社グループの特許が淘汰される可能性は、常に存在しております。仮に当社グループの研究開発を超える優れた研究開発がなされた場合、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループの今後の事業展開の中でライセンスを受けることが必要な特許が生じ、そのライセンスが受けられなかった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

対象	表題	保有者	登録（出願）状況
コラテジェン (HGF遺伝子治療薬)	肝実質細胞増殖因子及びそれをコードする遺伝子	田辺三菱製薬株式会社 (旧 三菱ウェルファーマ株式会社) (注)	米国にて成立済。
	HGF遺伝子からなる医薬	当社	日本、米国、欧州 (EP)、カナダ、豪州、中国、韓国、台湾にて成立済。
NF- κ Bデコイオリゴ	NF- κ Bに起因する疾患の治療及び予防剤	当社	米国、欧州 (EP) にて成立済。日本においては、物質特許及び虚血性疾患・臓器移植・癌などの医薬用途特許について成立済。
	デコイを含む薬学的組成物及びその使用方法 (アトピー性皮膚炎が対象)	当社	日本、欧州 (EP) にて成立済。主要国において出願中。なお日本においては乾癬に対する用途特許も分割出願として成立済。
HVJ-E非ウイルス性ベクター	遺伝子導入のための不活性化ウイルスエンベロープベクター	当社	日本、米国、欧州 (EP)、豪州、中国、韓国、台湾において成立済。

(注) 当社は当該特許の実施権を有しております。

② 知的財産権に関する訴訟、クレーム

平成22年12月31日現在において、当社グループの開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はありません。

なお、当社が保有するNF- κ Bデコイオリゴに関する特許出願については、米国において成立済の他社関連特許があり、当社はその実施許諾を得るべく交渉予定であります。さらに、米国と欧州において、当社が保有するNF- κ Bデコイオリゴに関する特許出願より先願の関連特許出願がありますが、これらはまだ成立していません。これらの他社関連特許出願の成否によっては、当社が現在展開しているNF- κ Bデコイオリゴの米国及び欧州における事業展開を進める上で先願の特許保有者との交渉が必要となる可能性があり、その交渉の結果として当該事業の展開に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、他社が当社グループと同様の研究開発を行っていないという保証はなく、今後とも上記のような問題が発生しないという保証はありません。

当社グループとしても、このような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては特許調査を実施しており、当社グループ特許が他社の特許に抵触しているという事実は認識しておりません。しかし、当社グループのような研究開発型企業にとって、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。

(8) 業績の推移について

当社グループの主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期	平成22年12月期
(1) 連結経営指標等					
事業収益 (千円)	2,912,166	1,720,098	951,147	585,695	286,915
経常損失 (千円)	1,137,656	1,730,813	2,541,065	2,783,518	1,911,498
当期純損失 (千円)	1,114,761	1,728,450	3,534,371	2,921,390	1,967,217
純資産額 (千円)	6,758,959	12,305,527	8,963,785	6,512,927	4,287,984
総資産額 (千円)	8,063,537	13,182,423	9,678,405	7,162,146	5,004,474
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△898,036	△1,976,242	△1,978,065	△2,225,095	△1,842,885
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△703,667	△3,668,456	1,526,699	△530,513	952,341
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	395,443	7,446,496	29,993	11,727	11,929
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	4,478,255	6,276,024	5,799,571	3,049,098	2,152,335
(2) 個別経営指標等					
事業収益 (千円)	2,858,962	1,679,801	857,810	432,479	284,412
経常損失 (千円)	903,453	1,641,766	2,397,922	2,753,881	1,825,810
当期純損失 (千円)	950,273	1,681,677	4,107,776	2,770,025	1,863,126
資本金 (千円)	5,693,655	9,439,094	9,454,618	9,460,618	9,466,618
純資産額 (千円)	6,958,343	12,526,594	8,671,011	6,369,399	4,263,351
総資産額 (千円)	8,267,700	13,413,125	9,364,869	7,026,021	4,938,311

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

当社グループは、事業のステージが先行投資の段階にあるため、現時点では、上記記載のように、第8期から第12期において当期純損失を計上しておりますが、現在の事業計画に沿って研究開発を着実に進め、将来、医薬品の販売から得られる収益によって損益を改善し、さらには利益を拡大する計画であります。

ただし、現在の事業計画に沿った医薬品の研究開発や販売が実現しない場合には、当社グループが将来においても当期純利益を計上できない可能性もあります。

また、上記記載のように、第8期から第12期においては、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスであり、現状の事業計画に沿った医薬品の研究開発や販売が実現しない場合には、将来においても営業活動によるキャッシュ・フローがプラスにならない可能性もあります。

(9) 経営上の重要な契約等について

当社のビジネス展開上重要と思われる契約の内容を本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しております。なお、当社グループは、これらの契約に関して、いずれも当社グループの根幹に関わる重要な契約であると認識しております。したがって、当該契約の破棄が行われた場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 組織体制について

① 人材の確保

当社グループの競争力は研究開発力にあり、専門性の高い研究及び開発担当者の確保が不可欠です。また、事業の成長拡大を支えるためには事業開発、営業、製造、内部管理等の人材も充実させる必要があります。当社グループは、優秀な人材の確保及び社内人材の教育に努めますが、人材の確保及び社内人材の教育が計画どおりに進まない場合には、当社グループの業務に支障をきたす可能性があります。

一方、当社グループは、業務遂行体制の充実に努めますが、小規模組織であり、限りある人的資源に依存しているために、社員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは社員が社外流出した場合には、当社グループの業務に支障をきたす可能性があります。

② 特定人物への依存

当社グループの事業の推進者は、代表取締役である山田英です。代表取締役山田英は、当社グループの最高責任者として、当社グループの経営戦略の決定、研究開発、事業開発及び管理業務の遂行に大きな影響力を有しております。また、社外取締役である森下竜一には、研究開発の面でアドバイスを受けております。

当社グループではこれらの特定人物に過度に依存しない体制を構築すべく、経営組織の強化を図っていますが、当面の間はこれらの特定人物への依存度が高い状態で推移すると見込まれます。このような状況のなかで、これらの特定人物が何らかの理由により当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟について

当社グループは、医薬品の副作用、製造物責任、知的財産権及び労務問題等に関して、訴訟を提起される可能性があります。将来、当社グループが提訴された場合には、その内容次第で当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

(12) 配当政策について

当社グループは、創薬系バイオベンチャーであり、平成20年4月よりムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」を販売しているものの、主要なプロジェクトにおいては医薬品を開発中であり、事業のステージは、先行投資の段階にあります。このため、現時点においては、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。

ただし、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、現在開発中の新薬が上市され、その販売によって当期純利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当を検討したいと考えております。

(13) 新株引受権及び新株予約権の付与（ストック・オプション）制度について

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5の規定に基づき、新株引受権を付与する方式により、当社取締役、当社及び当社子会社従業員並びに認定支援者に対して付与することを株主総会において決議されたもの、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社取締役、当社及び当社子会社従業員、当社及び当社子会社入社予定者並びに社外の協力者に対して付与することを株主総会において決議されたもの、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して付与することを株主総会において決議されたものです。

これらの新株予約権等は平成22年12月31日現在で合計6,759個となり、発行済株式数の5.7%となっております。これらの新株予約権等の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保及び社員の業績向上へのインセンティブのために、同様のストック・オプション付与を継続して実施していくことを検討しております。したがって、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

(1) 技術導入

相手先名	契約内容	対価の支払	契約期間
田辺三菱製薬株式会社 (旧 三菱ウェルファーマ株式会社)	HGF遺伝子物質特許の遺伝子治療分野における非独占的実施権の取得	契約一時金及び一定料率のロイヤリティ	平成14年2月14日から、各国ごとに本特許権のすべての満了後5年間
大日本住友製薬株式会社	HGF遺伝子を遺伝子治療に用いるための基本特許の譲渡	一定料率のロイヤリティ	平成12年9月1日から、本特許権の満了日又は発売後10年間の何れか遅く到来する日
森下 竜一	HGF遺伝子治療薬及びNF- κ Bデコイオリゴに関する特許の譲渡	契約一時金及び一定料率のロイヤリティ	本特許権の満了日
バイカル インク (米国)	HGF遺伝子治療薬の投与に関する特許のHGF遺伝子投与についての独占的実施権の取得	契約一時金、マイルストーン、及び一定料率のロイヤリティ	平成17年5月24日から、本特許権の満了日
セントエリザベス メディカル センタ (米国)	HGF遺伝子治療薬の投与に関する特許のHGF遺伝子投与についての独占的実施権の取得	契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティ	平成16年1月2日から、本特許権の満了日
アステラス製薬株式会社	NF- κ Bデコイオリゴに関する特許の譲渡	一定料率のロイヤリティ	平成12年8月8日から、本特許権の満了日
金田 安史	HVJ-E非ウイルス性ベクターに関する特許の譲渡	契約一時金と一定料率のロイヤリティ	本特許権の満了日
バイオマリン ファーマ シューティカル インク (米国)	ナグラザイムの国内における開発、販売権の取得	契約一時金、マイルストーン	平成18年12月29日から12年間

(2) 販売契約

相手先名	契約内容	対価の受取	契約期間
第一三共株式会社	HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患分野における国内独占的販売権の許諾	契約一時金、マイルストーン、開発協力金及び一定料率のロイヤリティ	平成13年1月12日から、発売後15年間（以後、2年間の自動更新）
	HGF遺伝子治療薬の虚血性心疾患分野における国内独占的販売権の許諾	契約一時金、マイルストーン、開発協力金及び一定料率のロイヤリティ	平成14年4月9日から、発売後15年間（以後、2年間の自動更新）

(3) 技術導出

相手先名	契約内容	対価の受取	契約期間
塩野義製薬株式会社	NF- κ Bデコイオリゴの皮膚疾患を適用対象とした外用剤の共同開発および全世界における独占的販売権の許諾	マイルストーン、開発協力金、及び一定料率のロイヤリティ	平成22年12月27日から本製剤が販売されている期間中、存続する
石原産業株式会社	HVJ-E非ウイルス性ベクターの遺伝子機能解析用キットを主とする関連製品に関する全世界独占的実施権の許諾	契約一時金、マイルストーン、開発協力金及び一定料率のロイヤリティ	平成12年8月28日から、発売終了日
株式会社TSD Japan	GEN0101の前立腺癌分野における国内独占的製造、開発、販売権の許諾	マイルストーン、発売後には同社と利益を按分	平成21年1月30日から、関連特許権の満了日もしくは製品発売後15年間のいずれか遅く到達する日

(4) 出資及び研究開発契約

相手先名	契約内容	対価の受取	契約期間
バイカル インク (米国)	Allovetin-7のアジアでの開発販売権の取得、アジアを除く米欧等でのロイヤリティ受取権の取得	米国第Ⅲ相臨床試験開発費の一部(同社への出資及び開発協力金として支払う)	平成18年5月25日から、各国ごとに、本件特許権の満了日又は発売後10年間の何れか遅く到来する日

6 【研究開発活動】

当連結会計年度における研究開発費は14億39百万円（前期比9億9百万円（△38.7%）の減少）となりました。

当社グループでは、以下のプロジェクトを中心に研究開発を進めました。

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」（HGF遺伝子治療薬）については、重症虚血肢を有する閉塞性動脈硬化症及びパージャージャー病を適応症として、国内において製造販売承認申請を行い、承認審査機関である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）との協議を重ねてまいりました。その結果、国内第Ⅲ相臨床試験において本剤の有効性は確認できたものの、当社の求める適応の承認取得には更なる臨床データの集積が必要との結論に至ったことから、平成22年9月に一旦承認申請を取り下げ、必要な追加試験の実施後に再申請することに決定いたしました。現在、当社ではコラテジェンの海外での承認取得を目的とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の準備を進めており、本試験は既に米国FDA（米国食品医薬品局）よりSPA（Special Protocol Assessment、特別プロトコル査定）を取得しております。加えて、平成22年9月には米国FDAからFast Track指定を取得いたしました。今後、日本もこの国際共同第Ⅲ相臨床試験に参加することで、日本においても最短かつ確実に承認を取得することを目指します。

また、コラテジェンによる血管新生療法は平成22年10月に米国財務省によるQTDP（Qualifying Therapeutic Discovery Project）に採択されました。QTDPとは、小規模の企業を対象として革新的な治療法の発見に関する開発費への税額控除あるいは助成金を支給する米国の新しい制度です。

現在、国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する為のパートナー候補との提携交渉を進めており、提携が決定次第、試験を開始したいと考えております。

NF- κ Bデコイオリゴに関しては、平成22年12月27日に、塩野義製薬株式会社との間でNF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎適応に関する共同開発及び全世界における独占的な販売権許諾に合意致しました。本契約においての許諾対象はアトピー性皮膚炎に限らず、欧米に患者数の多い尋常性乾癬など、外用剤により治療する皮膚疾患全般が含まれております。今後は、本提携を軸に、NF- κ Bデコイオリゴの皮膚科領域の開発を進める事となります。

また、当社は株式会社メドレックスが保有する製剤技術の実施権取得に関する本格的な協議を開始する事に、平成22年4月9日に合意しております。この製剤技術をNF- κ Bデコイオリゴに活用することで、より広範囲の炎症性皮膚疾患への応用が期待できると考えております。さらに、NF- κ Bデコイオリゴの次世代型として株式会社ジーンデザイン、ホソカワミクロン株式会社及び大阪大学との間において、新規構造を有する核酸ハイブリッドデコイにより難治性炎症性疾患に対する医薬品開発を目指す産学4者共同研究開発を進めております。

NF- κ BデコイオリゴをPTAバルーンカテーテルの外表面に塗布した新世代医療機器の開発は、メディキット株式会社、ホソカワミクロン株式会社と共同研究を行いながら、NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の助成のもと進めております。ホソカワミクロン株式会社と共同出願していた本製品に塗布する製剤の特許が日本および米国において成立しました。このカテーテルはNF- κ Bデコイオリゴの血管炎症抑制作用により、透析シャントなど末梢の血管内治療において高いアンメットニーズである血管の再狭窄の発生率を低く抑えることが可能となるため、血管内治療の再処置や外科的バイパス手術の回避が可能になり、患者負担の軽減や患者QOLの向上が期待されます。

抗菌作用を有する機能性ペプチド「キュアペプチン®」を応用した新製品開発に関しては、平成21年4月より森下仁丹株式会社と共同で研究を実施しており、同社の傷あて材などのヘルスケア分野における強みを生かして、今後も応用製品の共同研究を進めてまいります。

子会社ジェノメディア株式会社は、GEN0101について株式会社TSD Japanと前立腺癌分野におけるライセンス契約を締結しており、これまでに前臨床試験データの取得をほぼ完了しております。また、平成22年5月におきなわ新産業創出研究開発支援事業（財団法人沖縄県産業振興公社）に「ニードルレス注射器を用いたパンデミックインフルエンザに対する高性能DNAワクチンの開発」が採択され、ブタインフルエンザを予防する家畜用DNAワクチンの研究開発に取り組んでおります。

転移性メラノーマ（悪性黒色腫）治療薬Allovetin-7については、提携先の米国バイカル社と米国FDAとの間でSPA合意に基づく第Ⅲ相臨床試験として、米国、欧州を中心とした15カ国の国際共同治験を実施中で、平成22年1月に目標症例登録を終了し、2月に全症例登録を完了致しました。試験は予定通り順調に進んでおり、平成22年9月には本製品の開発を進めているバイカル社が米国FDAからFast Track指定を取得いたしました。転移性メラノーマは進行が早く生存率が低い難病ですが、既存薬は治療効果が低く副作用が強いことから、より有効で安全性に優れた治療薬が求められております。Allovetin-7は、免疫の賦活化（活性化誘導）により腫瘍細胞を直接攻撃して除去する新しいメカニズムの免疫誘導型の癌治療ワクチンであり、安全性、有効性ともに既存薬を上回る新薬として期待されております。

医薬品開発の状況
(自社品)

区分	製品名/プロジェクト	適応症	地域	開発段階	主な提携先
医薬品	コラテジェン (HGF遺伝子治療薬)	重症下肢虚血（閉塞性動脈硬化症の重症）及びパーキンソン病	日本	第Ⅲ相準備中	第一三共株式会社 (販売権供与)
			欧米		未定
		虚血性心疾患	日本	臨床準備中	第一三共株式会社 (販売権供与)
			米国	第Ⅰ相	未定
	パーキンソン病		前臨床	未定	
NF-κBデコイオリゴ	アトピー性皮膚炎	日本	第Ⅱ相 *1	塩野義製薬株式会社 (開発販売権供与)	
		欧米	前臨床 *1		
医療機器	薬剤塗布型 PTAバルーン カテーテル	血管再狭窄予防		臨床準備中	メディキット株式会社 ホソカワミクロン株式会社 (共同研究)
	機能性ペプチド	創傷		応用研究中	森下仁丹株式会社 (共同研究)

*1 なお、NF-κBデコイオリゴの今後の開発戦略については塩野義製薬株式会社と協議中であります。

(提携開発品)

区分	製品名/プロジェクト	適応症	地域	開発段階	開発企業	当社の権利
医薬品	Allovectin-7 (遺伝子治療薬)	悪性黒色腫 (メラノーマ)	欧米	第Ⅲ相	バイカル社 (米)	欧米売上高に対するロイヤリティ受取権、アジアの開発販売権

(連結子会社ジェノメディア株式会社の開発品)

区分	開発コード	適応症	地域	開発段階	主な提携先
医薬品	GEN0101	前立腺癌	日本	前臨床	株式会社TSD Japan (製造開発販売権供与)

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、本報告書「第一部 企業情報 第5 経理の状況」に記載のとおりであります。連結財務諸表及び注記事項等の作成上、必要な会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

<事業収益>

事業別	第10期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)		第11期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		第12期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
医薬品	947,581	99.6	581,943	99.4	283,486	98.8
その他	3,566	0.4	3,751	0.6	3,429	1.2
合計	951,147	100.0	585,695	100.0	286,915	100.0

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度の事業収益は2億86百万円（前年同期比2億98百万円（△51.0%）の減収）となりました。当社グループでは、医薬品事業において、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」（HGF遺伝子治療薬）につき、医薬品開発の進捗に伴い、提携企業からの開発協力金を事業収益として計上しております。

また、ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」の販売収入につきましても、医薬品事業の事業収益に加えております。さらに、医薬品事業以外のその他の事業については、HVJ-E非ウイルス性ベクター遺伝子機能解析用キットや、NF-κBデコイオリゴを含むデコイ型核酸医薬に関して、提携企業より、これら研究用試薬の販売額の一定率をロイヤリティとして受け入れ、事業収益に計上しております。

<研究開発費>

当連結会計年度における研究開発費は14億39百万円（前期比9億9百万円（△38.7%）の減少）となりました。

「コラテジェン」及びNF-κBデコイオリゴの開発費が減少したため、当連結会計年度における研究開発費は前期比で減少しております。当社グループのような研究開発型バイオベンチャー企業にとって研究開発は生命線でありますので、提携戦略により財務リスクの低減を図りながら、今後も積極的な研究開発投資を行っていく予定です。研究開発の詳細については、本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 6 研究開発活動」をご参照ください。

<販売費及び一般管理費>

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は7億74百万円（前期比4百万円（△0.5%）の減少）となりました。

<営業損失>

当連結会計年度の営業損失は20億10百万円（前年同期の営業損失は26億10百万円）となりました。平成20年4月に販売開始しておりますムコ多糖症VI型治療薬ナグラザイムの商品売上高が増加したものの、開発協力金収入の減少により、事業収益は前年同期比2億98百万円の減少となりました。一方、主に外注費の減少により研究開発費が9億9百万円減少したため、事業費用は前年同期比8億99百万円減少しております。その結果、営業損失は前年同期より6億円縮小しております。

<経常損失>

当連結会計年度の経常損失は19億11百万円（前年同期の経常損失は27億83百万円）となりました。前述のとおり、営業損失が大幅に縮小したほか、主に投資事業組合損失が2億49百万円減少したことにより、前年同期から8億72百万円の損失減少となりました。

<当期純損失>

当連結会計年度の当期純損失は、19億67百万円（前年同期の当期純損失は29億21百万円）となっております。

これは主に、前述の経常損失の減少及び投資有価証券評価損が82百万円減少したことにより、前年同期から9億54百万円の損失減少となりました。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は50億4百万円（前連結会計年度末比21億57百万円の減少）となりました。当期事業費用への充当による現預金及び有価証券の減少により19億94百万円、その他減価償却及び除却損計上による特許権の減少等が主な要因です。

負債は7億16百万円（前連結会計年度末比67百万円の増加）となりました。買掛金及び未払金が82百万円増加し、開発試験の進捗に伴い前受金が27百万円減少しております。

純資産は42億87百万円（前連結会計年度末比22億24百万円の減少）となり、主に当期純損失19億67百万円の計上により減少しております。

(4) 当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 将来の見通し

① 事業の見通し

当社グループは、事業のステージが先行投資の段階にあり、現時点では当期純損失を計上しております。平成20年4月にムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」を発売したものの、主要開発プロジェクトにおいては医薬品の開発段階にあります。したがって、当社グループでは、これらのプロジェクトを成功させ、将来、医薬品販売により得られる収益によって損益を改善し、さらには当期純利益を拡大する計画であります。

② 見通しの前提及び見通しに関する注意事項

将来の見通しについては、当連結会計年度末において、入手可能な情報及び将来の業績に与える不確定要因に関する仮定を前提としております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、研究開発活動の拡充のため、当連結会計年度において総額39,550千円の設備投資を実施いたしました。主にIT機器の購入などの情報化投資や、研究所における研究開発機器への投資を実施しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成22年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
		建物	機械及び装置	工具、器具 及び備品	合計	
本社・彩都研究所 (大阪府茨木市)	研究用施設	6,251	36	31,430	37,718	31
東京支社 (東京都港区)	統括業務施設	3,717	—	21,292	25,010	31
合計		9,969	36	52,722	62,728	62

(注) 1 金額には消費税等を含めておりません。

2 本社・彩都研究所及び東京支社は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社・彩都研究所	1,050.00	38,340
東京支社	817.14	65,492

(2) 国内子会社

(平成22年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
			建物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	合計	
ジェノメディア株式会社	池田ラボ (大阪府池田市)	研究用施設	1,715	943	4,436	7,095	7
合計			1,715	943	4,436	7,095	7

(注) 1 金額には消費税等を含めておりません。

2 本社・彩都研究所及び池田ラボは賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
池田ラボ	733.00	10,830

(3) 在外子会社

(平成22年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)			従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	合計	
アンジェス インク	本社 (米国メリーランド州)	統括業務施設	125	1,875	2,001	7
合計			125	1,875	2,001	7

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出 会社	彩都研究所 (大阪府茨木市)	試験研究機器等	10,300	—	自己資金	平成23年1月	平成23年12月
提出 会社	東京支社他 (東京都港区)	I T 関連設備	23,100	—	自己資金	平成23年1月	平成23年12月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	370,464
計	370,464

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年3月31日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	118,231	121,218	東京証券取引所 マザーズ市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。 なお、単元株式制度は採 用しておりません。
計	118,231	121,218	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の行使を含む)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権

株主総会の特別決議日（平成13年8月3日）		
	事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 40 (注) 1 ② 2,453	① 40 (注) 1 ② 2,103
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	① 平成14年6月1日～ 平成23年6月30日 ② 平成15年8月5日～ 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式数は、当社が株式分割等により、発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成14年1月31日）		
	事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	482（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年2月1日～ 平成23年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 株式数は、当社が株式分割等により、発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式（コンバージョン・ブライズ方式）により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成14年3月29日）		
	事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	123 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年3月30日～ 平成23年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式数は、当社が株式分割等により、発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式（コンバージョン・ブライズ方式）により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日（平成14年6月21日）		
	事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数(個)	211 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	211 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月22日～ 平成23年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2 株式数は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の計算式により調整されます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

3 払込価額は、当社が株式分割等によりこの払込価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成15年3月27日）		
	事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数(個)	700（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	700（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり891,785（注）3,4	同左
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～ 平成24年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891,785 資本組入額 445,893	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数ののみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（併合）の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く）（以下、両者あわせて「新規発行（処分）」という）は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行（処分）の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年3月30日）		
	事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数(個)	270（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の数(個)	270（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり671,779（注）3, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～ 平成25年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 671,779 資本組入額 335,890	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数ののみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（併合）の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く）（以下、両者あわせて「新規発行（処分）」という）は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行（処分）の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年3月30日）		
	事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数(個)	440（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	440（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり807,975（注）3, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～ 平成26年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 807,975 資本組入額 403,988	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数ののみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（併合）の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く）（以下、両者あわせて「新規発行（処分）」という）は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行（処分）の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年3月30日）		
	事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数(個)	890 (注) 1	790 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 790 ② 100 (注) 2	① 690 ② 100 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり762,396 ② 1株当たり583,000 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	① 平成20年4月1日～ 平成27年12月31日 ② 平成20年12月26日～ 平成27年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 762,396 資本組入額 381,198 ② 発行価格 583,000 資本組入額 291,500	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数ののみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（併合）の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く）（以下、両者あわせて「新規発行（処分）」という）は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行（処分）の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \text{株式数} + \frac{\text{既発行} + \text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

③ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日（平成19年3月30日）		
	事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数(個)	405 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 115 ② 290 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり636,195 ② 1株当たり651,000 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	① 平成21年5月9日～ 平成28年12月31日 ② 平成21年12月5日～ 平成28年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 636,195 資本組入額 318,098 ② 発行価格 651,000 資本組入額 325,500	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（併合）の比率

3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）（以下、両者あわせて「新規発行（処分）」という）は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行（処分）の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)6に準じて決定する。
- 6 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

株主総会の特別決議日（平成20年3月28日）		
	事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数(個)	565 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 350 ② 215 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり428,551 ② 1株当たり158,810 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	① 平成22年5月13日～ 平成29年12月31日 ② 平成23年2月13日～ 平成29年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 428,551 資本組入額 214,276 ② 発行価格 158,810 資本組入額 79,405	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（併合）の比率

3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）（以下、両者あわせて「新規発行（処分）」という）は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行（処分）の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}} \right)}{\text{新規発行（処分）前の1株当たりの時価}}$$

4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注) 6に準じて決定する。
- 6 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

株主総会の特別決議日（平成21年3月27日）		
	事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数(個)	90 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり177,145 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成23年9月7日～ 平成30年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 177,145 資本組入額 88,573	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数ののみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（併合）の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）（以下、両者あわせて「新規発行（処分）」という）は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行（処分）の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注) 6に準じて決定する。
- 6 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

株主総会の特別決議日（平成22年3月30日）		
	事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数(個)	90 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり154,473 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月7日～ 平成31年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 154,473 資本組入額 77,237	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数ののみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（併合）の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）（以下、両者あわせて「新規発行（処分）」という）は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行（処分）の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)6に準じて決定する。
- 6 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以降に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年1月1日～ 平成18年12月31日 (注) 1	2,159	103,662	189,793	5,693,655	189,793	4,004,398
平成19年3月20日 (注) 2	12,000	115,662	3,570,840	9,264,495	3,570,840	7,575,238
平成19年4月17日 (注) 3	314	115,976	93,436	9,357,932	93,436	7,668,675
平成19年1月1日～ 平成19年12月31日 (注) 4	1,237	117,213	81,162	9,439,094	81,162	7,749,837
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注) 5	538	117,751	15,523	9,454,618	15,523	7,765,361
平成21年1月1日～ 平成21年12月31日 (注) 6	240	117,991	6,000	9,460,618	6,000	7,771,361
平成22年1月1日～ 平成22年12月31日 (注) 7	240	118,231	6,000	9,466,618	6,000	7,777,361

(注) 1 新株引受権・新株予約権の権利行使

2 有償・一般募集

発行価格 634,380円 発行価額 595,140円 資本組入額 297,570円

3 オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当

発行価格 595,140円 資本組入額 297,570円

割当先 野村証券株式会社

4 新株引受権・新株予約権の権利行使

5 新株引受権・新株予約権の権利行使

6 新株引受権・新株予約権の権利行使

7 新株引受権・新株予約権の権利行使

8 平成23年2月15日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が2,637株、資本金が149,997千円、資本準備金が149,995千円増加しております。

9 平成23年1月1日から平成23年2月28日までの間に新株引受権の行使により、発行済株式総数が350株、資本金及び資本準備金がそれぞれ8,750千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成22年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	3	22	180	27	8	18,430	18,670	—
所有株式数(株)	—	288	2,229	9,551	1,484	12	104,667	118,231	—
所有株式数の割合(%)	—	0.24	1.89	8.08	1.25	0.01	88.53	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
森下 竜一	大阪府吹田市	8,027	6.79
中村 敏一	京都府京都市左京区	6,929	5.86
有限会社イー・シー・エス	東京都杉並区高井戸西2-16-20	4,625	3.91
森下 翔太	大阪府吹田市	2,400	2.03
森下 真弓	大阪府吹田市	2,200	1.86
小谷 均	兵庫県西宮市	2,176	1.84
バイオフィロンティア・グローバル投資事業組合 業務執行組合員 株式会社バイオフィロンティアパートナーズ	東京都中央区八重州2-2-1	2,057	1.74
富田 憲介	東京都杉並区	1,503	1.27
坂田 三和子	大阪府豊中市	1,400	1.18
坂田 恒昭	大阪府豊中市	1,240	1.05
計	—	32,557	27.53

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 118,231	118,231	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	118,231	—	—
総株主の議決権	—	118,231	—

② 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5の規定に基づき、新株引受権を付与する方式により、当社取締役、当社及び当社子会社従業員並びに認定支援者に対して付与することを下記株主総会において決議されたもの、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社取締役、当社及び当社子会社従業員、当社及び当社子会社入社予定者並びに社外の協力者に対して付与することを下記株主総会において決議されたもの、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して付与することを下記株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成13年8月3日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成13年8月3日
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名 従業員 28名 認定支援者 1名及び3社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成14年1月31日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年1月31日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社従業員 31名 認定支援者 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成14年3月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成14年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名 認定支援者 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成14年6月21日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社従業員 21名 当社及び当社子会社入社予定者 11名 社外の協力者 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成15年3月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成15年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社及び当社子会社従業員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社従業員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社従業員 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成19年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名 当社子会社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成20年3月28日定時株主総会決議)

決議年月日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名 当社子会社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成21年3月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名 当社子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成22年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名 当社子会社従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは、創薬系バイオベンチャーであり、平成20年度よりムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」を販売開始しているものの、主要なプロジェクトにおいては医薬品を開発中であり、事業のステージは、先行投資の段階にあります。このため、現時点においては、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。次期についても当期純損失の計上を見込んでおり、利益配当は実施しない予定となっております。

ただし、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、現在開発中の医薬品が上市され、その販売によって利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当を検討したいと考えております。

なお、剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日の期末配当並びに毎年6月30日の中間配当を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
最高(円)	930,000	841,000	602,000	195,200	185,000
最低(円)	360,000	485,000	100,200	60,400	72,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	123,400	129,800	108,800	88,700	112,000	131,000
最低(円)	111,100	99,800	86,100	73,100	72,500	88,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	—	榎 史朗	昭和12年10月3日生	昭和35年4月 三菱化成工業株式会社（現三菱化学株式会社）入社 平成3年6月 モンサント化成株式会社取締役事務管理部長 平成6年3月 生化学工業株式会社入社 理事 平成6年4月 同社企画部長 平成6年6月 同社取締役企画部長 平成8年6月 同社常務取締役 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成15年3月 当社取締役 平成17年6月 生化学工業株式会社代表取締役会長 平成19年10月 当社取締役会長（現任）	注1	8
代表取締役社長 社長執行役員	—	山田 英	昭和25年6月27日生	昭和56年4月 日本学術振興会 奨励研究員 昭和57年4月 三菱化成工業株式会社（現三菱化学株式会社）入社 平成7年1月 株式会社そーせい入社 平成12年8月 宝酒造株式会社入社 ドラゴン・ジェノミクス株式会社（現タカラバイオ株式会社）取締役 平成13年5月 当社入社 事業開発本部長 平成13年8月 当社取締役 平成14年6月 アンジェス ユーロ リミテッド CEO（現任） 平成14年9月 当社代表取締役社長（現任） 平成15年9月 アンジェス インクCEO	注1	520
取締役 副社長執行役員	第一臨床開発部 製品戦略部、 事業開発部 管掌	佐味 俊介	昭和29年2月22日生	昭和53年4月 住友化学株式会社入社 昭和59年4月 住友製薬株式会社（現大日本住友製薬株式会社）転籍 平成3年6月 同社研究企画部部長代理 平成7年4月 同社研究開発推進部部長代理 平成13年4月 同社ライセンス部部長 平成15年3月 同社アメリカ現地法人CEO 平成19年5月 株式会社医薬分子設計研究所入社 執行役員 事業開発部長 平成20年1月 ブリストル・マイヤーズ株式会社入社 平成20年4月 同社ビジネスディベロップメント部長 平成20年9月 当社入社 執行役員（現任） 平成21年3月 当社取締役副社長（現任） 平成21年7月 当社創薬研究本部長 平成22年7月 アンジェス インクCEO（現任）	注1	4
取締役 執行役員	CIPO（最高知的 財産責任者） 知的財産部長	中本 浩司	昭和28年9月26日生	昭和53年4月 エーザイ株式会社入社 平成11年4月 同社知的財産部統括課長 平成14年6月 当社入社 平成15年10月 当社事業開発本部知的財産部長 平成18年4月 当社執行役員 最高知的財産責任者 事業開発本部知的財産部長 平成19年9月 当社執行役員 最高知的財産責任者 知的財産部長（現任） 平成20年3月 当社取締役（現任）	注1	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	森下 竜一	昭和37年5月12日生	平成3年4月 平成3年8月 平成4年7月 平成6年4月 平成7年4月 平成8年10月 平成10年10月 平成12年1月 平成12年11月 平成15年3月 平成16年4月	大阪大学医学部研究生老年病医学教室 米国スタンフォード大学循環器科研究員 アメリカ循環器学会特別研究員 大阪大学研究生医学部老年病医学教室 米国スタンフォード大学循環器科客員講師 学術振興会特別研究員 大阪大学助手医学部老年病医学教室 大阪大学大学院医学系研究科遺伝子治療学助教授 大阪大学大学院医学系研究科加齢医学助教授 香港大学客員教授 当社取締役(現任) 大阪大学大学院医学系研究科臨床遺伝子治療学客員教授 大阪大学大学院医学系研究科臨床遺伝子治療学寄附講座教授(現任)	注1	8,027
取締役	—	北里 一郎	昭和7年6月18日生	昭和30年4月 昭和63年4月 平成元年6月 平成3年6月 平成5年6月 平成7年6月 平成15年6月 平成16年3月 平成17年3月 平成18年6月 平成20年3月 平成20年4月	明治製菓株式会社入社 同社取締役 薬品開発本部副本部長 薬品開発企画部長 同社常務取締役 薬品開発本部長 同社専務取締役 薬品事業統括特許管掌 同社代表取締役副社長 薬品事業統括 特許管掌 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 財団法人バイオインダストリー協会理事長 財団法人ヒューマンサイエンス振興財団会長 明治製菓株式会社最高顧問 当社取締役(現任) 学校法人北里研究所 相談役(現任)	注1	4
常勤監査役	—	大村 憲昭	昭和19年4月28日生	昭和43年4月 昭和59年4月 昭和63年4月 平成2年4月 平成3年7月 平成6年4月 平成9年7月 平成13年4月 平成19年7月 平成21年3月	住友化学工業株式会社入社 住友製薬株式会社(現大日本住友製薬株式会社) 転籍 同社総合企画部部長代理 同社企画部部長 同社企画部長 同社開発本部長 住友化学工業株式会社転籍 同社技術室部長 医薬事業室部長 住友製薬バイオメディカル株式会社(現DSファーマバイオメディカル株式会社) 常務取締役 株式会社カワニシホールディングス入社 執行役員 当社監査役(現任)	注2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	遠山 伸次	昭和17年12月21日生	昭和40年4月 平成12年3月	塩野義製薬株式会社入社 近畿バイオインダストリー振興会 議（現特定非営利活動法人 近畿 バイオインダストリー振興会議） 事務局長	注2	—
				平成14年3月 平成15年4月	当社監査役（現任） 特定非営利活動法人 近畿バイオ インダストリー振興会議 専務理 事		
				平成17年6月	同法人 理事・クラスターマネー ジャー		
				平成18年6月	同法人 専務理事・地域連携マネ ージャー（現任）		
監査役	—	菱田 忠士	昭和17年8月14日生	昭和45年4月 平成3年9月	三菱化成工業株式会社（現三菱化 学株式会社）入社 株式会社三菱化成生命科学研究所 （現株式会社三菱化学生命科学研 究所） 出向 研究調整部長	注2	—
				平成7年8月	三菱化学株式会社 医薬カンパ ニー先端医療グループGM		
				平成9年12月	東京田辺製薬株式会社（現田辺三 菱製薬株式会社） 出向 研究開発 本部参与		
				平成11年10月	三菱東京製薬株式会社（現田辺三 菱製薬株式会社） 研究開発本部 ライセンス部		
				平成12年4月	財団法人ダイヤ高齢社会研究財団 常務理事及び高齢社会NGO連携協 議会理事		
				平成14年4月	菱田興産株式会社代表取締役社長 （現任）		
				平成14年6月	当社監査役（現任）		
				平成14年8月	三重大学医学部産学連携医学研究 推進機構マネジメント・プロフェ ッサー		
				平成16年10月	株式会社イミュノフロンティア代 表取締役		
				平成19年7月	同社取締役（現任）		
計							8,567

- (注) 1 平成23年3月30日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時。
2 平成21年3月27日後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時。
3 取締役森下竜一及び北里一郎の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4 監査役大村憲昭、遠山伸次及び菱田忠士の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、上記3名の他、取締役を兼務しない執行役員は、内部監査室長の植田俊道、第一臨床開発部長の須田浩幸、製品戦略部長の関誠の3名であります。
6 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
鈴木 茂	昭和12年5月21日生	昭和35年4月 昭和60年4月 平成2年10月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京U F J 銀行） 入行 財団法人三菱経済研究所出向 研究部長 ダイヤモンドビジネスコンサルティング株 式会社（現三菱UFJリサーチ&コンサル ティング株式会社） 入社 プリンシパルコ ンサルタント	注	—
		平成17年12月 平成20年3月	株式会社イミュノフロンティア 監査役 当社補欠監査役		

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

平成23年3月31日現在、取締役会は各分野のエキスパートである取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されており、当社運営に関しては取締役会で専門的かつ多角的な検討がなされており、その上で迅速な意思決定が行われております。取締役の任期については、取締役の経営責任をより一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、さらには経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、定款で1年と規定しております。

また、監査役会は3名（全員が社外監査役）で構成されており、うち1名は常勤監査役です。全監査役は取締役会に出席しており、取締役会への監視機能を強化しております。

さらに、取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。平成23年3月31日現在、執行役員は6名で構成されております。

② 内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

当社及び当社グループは、遵法経営の実施及び株主利益の極大化を主たる目的として、内部統制システム及びリスク管理体制の整備に努めております。取締役会は毎月1回以上開催されており、迅速かつ効率的な経営監視体制がとられております。監査役会は取締役会と連動して毎月1回以上開催されており、迅速かつ公正な監査体制がとられております。

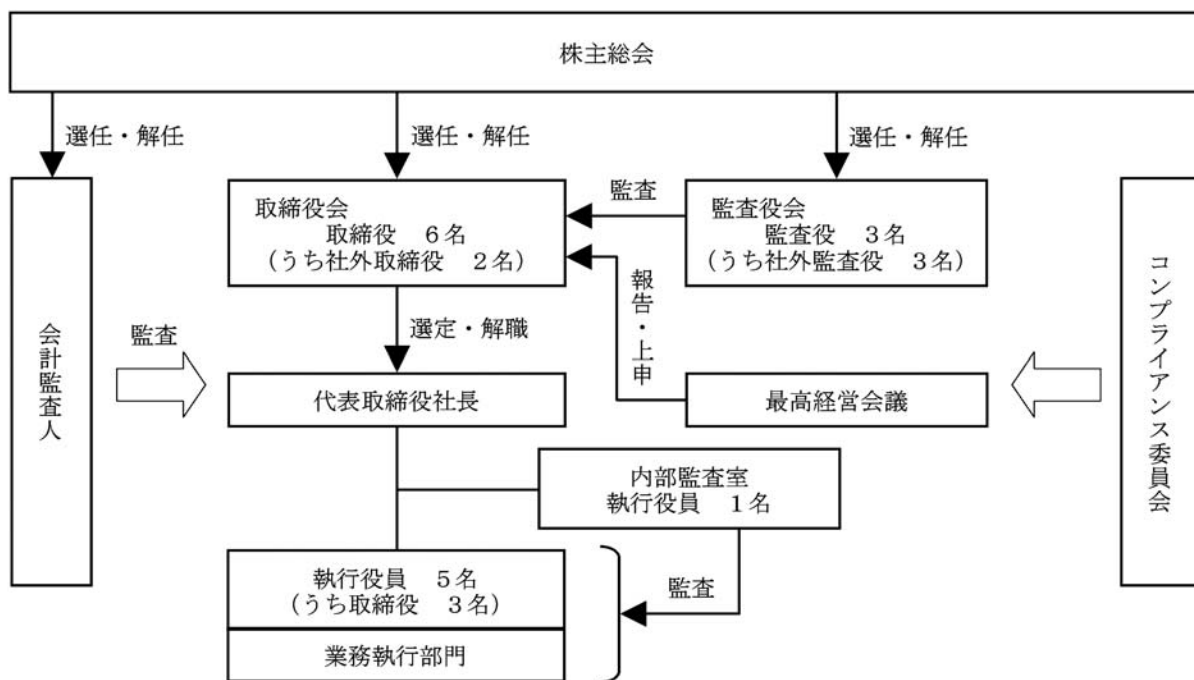
業務執行の監査にあたっては、監査役が被監査部門を直接監査し、計画的・網羅的に充実した監査を行うよう配慮しております。

さらに、代表取締役社長の特命に基づき、当社の全部署を対象として、業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財産を保全し不正過誤の予防に資することを目的として計画的・網羅的な内部監査が実施されております。内部監査は内部監査室において執行役員1名及び従業員1名（兼務）により行われております。内部監査の結果は取締役だけではなく監査役にも報告され、会計監査の結果と合わせて改善状況の監視がなされております。

リスク管理体制としては、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は当社企業グループ全体のコンプライアンスを統括し、コンプライアンスの状況について確認を行う体制を整えています。各分野におけるリスク管理としては、担当部門による自律的な管理を基本とし、その状況については内部監査室によるモニタリングを行い、実効性を確保する他、全社的なリスク管理については、コンプライアンス委員会がリスク管理を統括しております。

適時開示については、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの重要な柱と位置付けており、法令等に基づく開示や、会社説明会の開催、機関投資家やアナリストとの個別ミーティングの実施等により、当社及び当社グループの現状のみならず今後の事業戦略について、迅速かつ正確なディスクロージャーの充実に努めております。

当社の内部統制システム及びリスク管理体制を図示すると次のとおりであります。



③ 当社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役であり大阪大学大学院医学系研究科の寄附講座教授である森下竜一氏は当社の創業者であり、平成22年12月31日現在、当社株式の6.79%を所有しております。

社外監査役である菱田忠士氏は株式会社イミュノフロンティアの取締役であり、当社は同社に対して知的財産権を譲渡し、その対価として製品上市後のロイヤリティを受け取る権利を有しておりますが、資本的関係はありません。なお、当社代表取締役社長である山田英は、株式会社イミュノフロンティアの社外取締役であり、同社普通株式の0.2%を所有しております。

④ 取締役の定数及び選解任の概要

当社は取締役を7名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任の決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。解任の決議要件については、会社法と異なる別段の定めはありません。

⑤ 株主総会の特別決議の要件

会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑥ 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により当社の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことができることを目的とするものであります。また、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことができることを目的とするものであります。

⑦ 役員報酬の内容等

(i) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	69,574	69,196	378	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—
社外役員	37,200	37,200	—	5

(ii) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

なお、平成11年12月17日開催の創立総会での決議により、取締役の報酬は年額200百万円以内、監査役の報酬は年額60百万円以内となっております。

⑧ 株式の保有状況

(i) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 5 銘柄
 貸借対照表上額の合計額 359,077千円

(ii) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
バイカル インク	2,171,088	357,382	提携先との関係強化のため

⑨ 会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び当社に係る継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は以下の通りであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名及び当社に係る継続監査年数
 指定有限責任社員 業務執行社員：片岡 久依 7年
 指定有限責任社員 業務執行社員：勢志 元 3年
- ・監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 1名 その他 5名

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	20,449	1,775	22,700	—
連結子会社	—	—	—	—
計	20,449	1,775	22,700	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、内部統制構築に関する助言・指導業務等であります。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日程等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）及び前事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）並びに当連結会計年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）及び当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、開示支援専門会社等からの印刷物やメールなどによる情報提供、会計税務専門書など定期刊行物の購読等を通じて、積極的に情報収集に努めることにより、会計基準等の内容の適切な把握、変更等への的確な対応を行っております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,549,098	2,152,335
売掛金	64,648	78,466
有価証券	1,498,278	900,235
商品	33,447	60,283
仕掛品	1,798	—
原材料及び貯蔵品	480,416	575,333
前渡金	247,132	306,244
前払費用	28,215	25,129
立替金	1,089	1,656
その他	31,300	43,136
流動資産合計	5,935,426	4,142,821
固定資産		
有形固定資産		
建物	58,599	55,908
減価償却累計額	△43,276	△44,098
建物（純額）	15,322	11,809
機械及び装置	53,091	52,624
減価償却累計額	△51,607	△51,644
機械及び装置（純額）	1,483	979
工具、器具及び備品	400,778	433,030
減価償却累計額	△356,761	△373,969
工具、器具及び備品（純額）	44,016	59,060
有形固定資産合計	60,823	71,850
無形固定資産		
特許権	195,654	150,786
その他	16,561	6,465
無形固定資産合計	212,215	157,252
投資その他の資産		
投資有価証券	829,443	521,739
敷金及び保証金	54,784	54,131
その他	69,453	56,679
投資その他の資産合計	953,681	632,551
固定資産合計	1,226,720	861,653
資産合計	7,162,146	5,004,474

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	49,134	98,079
未払金	42,199	75,341
未払費用	11,161	20,933
未払法人税等	23,821	25,581
前受金	515,101	487,665
預り金	7,799	8,889
流動負債合計	649,218	716,490
負債合計	649,218	716,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,460,618	9,466,618
資本剰余金	7,771,361	7,777,361
利益剰余金	△11,158,086	△13,125,304
株主資本合計	6,073,893	4,118,675
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	370,141	68,357
為替換算調整勘定	△31,780	△46,583
評価・換算差額等合計	338,361	21,773
新株予約権	100,673	147,535
純資産合計	6,512,927	4,287,984
負債純資産合計	7,162,146	5,004,474

②【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
事業収益		
商品売上高	※1 142,085	※1 180,986
研究開発事業収益	443,610	105,929
事業収益合計	585,695	286,915
事業費用		
売上原価	※1 68,210	※1 82,813
研究開発費	※2 2,349,721	※2 1,439,828
販売費及び一般管理費	※3 778,657	※3 774,598
事業費用合計	3,196,589	2,297,241
営業損失(△)	△2,610,893	△2,010,325
営業外収益		
受取利息	14,959	8,228
為替差益	—	22,749
補助金収入	147,367	142,306
業務受託料	※4 6,031	※4 3,317
雑収入	2,097	3,083
営業外収益合計	170,456	179,685
営業外費用		
支払利息	—	31
株式交付費	272	70
為替差損	12,448	—
雑損失	274	—
投資事業組合運用損	※4 330,084	※4 80,757
営業外費用合計	343,080	80,859
経常損失(△)	△2,783,518	△1,911,498
特別損失		
固定資産除却損	※5 26,654	※5 17,678
投資有価証券評価損	100,029	17,879
特別損失合計	126,684	35,558
税金等調整前当期純損失(△)	△2,910,202	△1,947,057
法人税、住民税及び事業税	11,188	20,160
法人税等合計	11,188	20,160
当期純損失(△)	△2,921,390	△1,967,217

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	9,454,618	9,460,618
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)	6,000	6,000
当期変動額合計	6,000	6,000
当期末残高	9,460,618	9,466,618
資本剰余金		
前期末残高	7,765,361	7,771,361
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)	6,000	6,000
当期変動額合計	6,000	6,000
当期末残高	7,771,361	7,777,361
利益剰余金		
前期末残高	△8,236,695	△11,158,086
当期変動額		
当期純損失(△)	△2,921,390	△1,967,217
当期変動額合計	△2,921,390	△1,967,217
当期末残高	△11,158,086	△13,125,304
株主資本合計		
前期末残高	8,983,284	6,073,893
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)	12,000	12,000
当期純損失(△)	△2,921,390	△1,967,217
当期変動額合計	△2,909,390	△1,955,217
当期末残高	6,073,893	4,118,675
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△46,016	370,141
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	416,158	△301,784
当期変動額合計	416,158	△301,784
当期末残高	370,141	68,357
為替換算調整勘定		
前期末残高	△33,899	△31,780
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,119	△14,803
当期変動額合計	2,119	△14,803
当期末残高	△31,780	△46,583

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△79,916	338,361
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	418,277	△316,587
当期変動額合計	418,277	△316,587
当期末残高	338,361	21,773
新株予約権		
前期末残高	60,418	100,673
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	40,255	46,862
当期変動額合計	40,255	46,862
当期末残高	100,673	147,535
純資産合計		
前期末残高	8,963,785	6,512,927
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	12,000	12,000
当期純損失 (△)	△2,921,390	△1,967,217
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	458,533	△269,725
当期変動額合計	△2,450,857	△2,224,943
当期末残高	6,512,927	4,287,984

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△2,910,202	△1,947,057
減価償却費	125,800	102,155
受取利息	△14,959	△8,228
支払利息	—	31
為替差損益 (△は益)	8,750	2,663
投資事業組合運用損益 (△は益)	334,052	82,939
固定資産除却損	25,807	17,678
投資有価証券評価損益 (△は益)	100,029	17,879
株式交付費	272	70
株式報酬費用	40,255	46,862
売上債権の増減額 (△は増加)	10,832	△13,817
たな卸資産の増減額 (△は増加)	72,279	△119,954
仕入債務の増減額 (△は減少)	41,897	48,945
前渡金の増減額 (△は増加)	35,181	△59,112
未払金の増減額 (△は減少)	△3,700	18,384
前受金の増減額 (△は減少)	△90,464	△27,436
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	5,959	△11,513
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△6,348	8,014
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	921	—
小計	△2,223,635	△1,841,494
利息の受取額	14,495	14,296
利息の支払額	—	△31
法人税等の支払額	△15,954	△15,654
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,225,095	△1,842,885
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△500,000	—
定期預金の払戻による収入	500,000	500,000
有価証券の取得による支出	△1,699,988	△1,440,399
有価証券の償還による収入	1,200,000	2,036,970
有形固定資産の取得による支出	△11,504	△23,837
有形固定資産の売却による収入	—	19
無形固定資産の取得による支出	△33,665	△23,901
投資有価証券の取得による支出	—	△97,000
投資事業組合からの分配金による収入	15,178	—
長期前払費用の取得による支出	△2,719	—
敷金及び保証金の差入による支出	△700	△401
敷金及び保証金の回収による収入	165	892
その他の収入	2,719	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△530,513	952,341

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	11,727	11,929
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,727	11,929
現金及び現金同等物に係る換算差額	△6,591	△18,149
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,750,472	△896,763
現金及び現金同等物の期首残高	5,799,571	3,049,098
現金及び現金同等物の期末残高	※ 3,049,098	※ 2,152,335

【継続企業の前提に関する事項】

前連結会計年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。</p> <p>(1) 連結子会社…… 3社 アンジェス インク アンジェス ユーロ リミテッド ジェノメディア株式会社</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 同左</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項 非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 同左</p>
<p>3 連結子会社の事業年度に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度に関する事項 同左</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>(a) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>② たな卸資産 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>(a) 商品、原材料 移動平均法</p> <p>(b) 仕掛品 個別法</p> <p>(c) 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>(a) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産 同左</p> <p>(a) 商品、原材料 同左</p> <p>(b) 仕掛品 同左</p> <p>(c) 貯蔵品 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>						
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産除く） 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>建物</td><td>3年～15年</td></tr> <tr><td>機械装置</td><td>3年～4年</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td>3年～15年</td></tr> </table> <p>② 無形固定資産（リース資産除く） 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	建物	3年～15年	機械装置	3年～4年	工具器具備品	3年～15年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産除く） 同左</p> <p>② 無形固定資産（リース資産除く） 同左</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 同左</p>
建物	3年～15年						
機械装置	3年～4年						
工具器具備品	3年～15年						
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>						

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資としております。	6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を当連結会計年度から適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）に変更しております。</p> <p>これによる当連結会計年度の損益に与える影響はございません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>これによる当連結会計年度の損益に与える影響はございません。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	—————

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成20年8月7日内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「商品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ46,161千円、7,246千円、534,533千円であります。</p>	—————

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。	1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。
当座貸越契約の総額 1,900,000千円	当座貸越契約の総額 1,900,000千円
当連結会計年度末残高 ー千円	当連結会計年度末残高 ー千円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
※1 商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、73,875千円であります。	※1 商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、98,172千円であります。
※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 503,202千円	給与手当 419,837千円
旅費交通費 33,803	外注費 315,189
支払手数料 93,946	減価償却費 75,921
外注費 1,062,251	棚卸評価損 43,777
研究用材料費 73,103	
消耗品費 91,288	
減価償却費 99,566	
※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 103,665千円	役員報酬 122,584千円
給与手当 218,187	給与手当 217,038
法定福利費 30,939	支払手数料 135,288
派遣社員費 7,038	減価償却費 13,460
広告宣伝費 10,013	
旅費交通費 31,882	
支払手数料 183,368	
地代家賃 44,060	
減価償却費 12,981	
※4 投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担分相当額となる3,968千円については、投資事業組合運用損失と相殺して表示しております。	※4 投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担分相当額となる2,182千円については、投資事業組合運用損失と相殺して表示しております。
※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。
機械装置廃棄費用 689千円	建物 971千円
工具器具備品 657	機械及び装置 4
特許権 25,150	工具、器具及び備品 103
原状回復費用 157	特許権 16,598
計 26,654	計 17,678

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	117,751	240	—	117,991
合計	117,751	240	—	117,991

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加が240株であります。

2 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高(千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	100,673

(注) スtockオプションとしての新株予約権のうち、一部については権利行使期間の初日が到来していません。

当連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	117,991	240	—	118,231
合計	117,991	240	—	118,231

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加が240株であります。

2 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高(千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	147,535

(注) スtockオプションとしての新株予約権のうち、一部については権利行使期間の初日が到来していません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
3,549,098千円	2,152,335千円
有価証券勘定	有価証券勘定
1,498,278	900,235
預入れ期間が3ヶ月を超える 定期預金	預入れ期間が3ヶ月を超える 定期預金
△500,000	—
取得日から償還日までの期間 が3ヶ月を超える債券等	取得日から償還日までの期間 が3ヶ月を超える債券等
△1,498,278	△900,235
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
3,049,098千円	2,152,335千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)				当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)			
1 リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)				1 リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	5,659	1,226	4,433	工具、器具及び備品	5,659	2,358	3,301
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内				1年内			
1,090千円				1,130千円			
1年超				1年超			
3,415				2,284			
合計				合計			
4,505				3,415			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額			
① 支払リース料				① 支払リース料			
1,236千円				1,236千円			
② 減価償却費相当額				② 減価償却費相当額			
1,131				1,131			
③ 支払利息相当額				③ 支払利息相当額			
184				145			
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする 定額法によっております。				同左			
(5) 支払利息相当額の算定方法				(5) 支払利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法については利 息法によっております。				同左			

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を自己資金で賅っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の社内規程に則り、取引先毎の債権期日管理及び残高管理等を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、業務上の関係を有する株式や債権等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

不動産賃借等の敷金保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に差入先の財政状態の把握を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。(注)2.を参照下さい。)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
①現金及び預金	2,152,335	2,152,335	—
②売掛金	78,466	78,466	—
③有価証券	900,235	900,235	—
④投資有価証券	357,382	357,382	—
⑤敷金保証金	54,131	51,370	△2,760
資産計	3,542,550	3,539,789	△2,760
⑥買掛金	98,079	98,079	—
⑦未払金	75,341	75,341	—
負債計	173,421	173,421	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金 及び ②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券 及び ④投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

⑤敷金保証金

これらの時価について、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

⑥買掛金 及び ⑦未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 * 1	1,694
投資事業有限責任組合出資金 * 2	162,662
その他	0
合計	164,357

* 1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券」には含まれておりません。

* 2 投資事業有限責任組合出資金については、組合財産が非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券」には含まれておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,152,335	—	—	—
売掛金	78,466	—	—	—
有価証券	900,000	—	—	—
合計	3,130,801	—	—	—

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成21年12月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	278,664	657,859	379,195
② 債券	599,938	600,091	152
③ その他	—	—	—
小計	878,602	1,257,950	379,347
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	899,853	898,187	△1,666
③ その他	—	—	—
小計	899,853	898,187	△1,666
合計	1,778,455	2,156,137	377,681

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 時価評価されていない有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
① 非上場株式	19,194
② 投資事業有限責任組合出資金	152,009
③ 信託受益権	—
④ その他	380
合計	171,584

3 その他有価証券のうち満期があるものの連結決算日後における償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
① 債券				
国債・地方債等	300,000	—	—	—
社債	1,200,000	—	—	—
② その他	—	—	—	—
合計	1,500,000	—	—	—

当連結会計年度（平成22年12月31日）

1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	357,382	278,664	78,718
② 債券	99,690	99,633	56
③ その他	—	—	—
小計	457,072	378,297	78,774
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	800,545	800,685	△140
③ その他	—	—	—
小計	800,545	800,685	△140
合計	1,257,617	1,178,983	78,633

(注) 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 非上場株式及び投資事業有限責任組合出資金（連結貸借対照表計上額 164,357千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 債券			
① 地方債	436,970	—	—
② 社債	3,400,000	—	—
合計	3,836,970	—	—

3 減損処理を行った有価証券（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

当連結会計年度において、投資有価証券（非上場株式、その他有価証券）の評価損17,879千円を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度末(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

研究開発費(株式報酬費用) 26,685千円
販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 13,569千円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

a) 提出会社

	平成13年 ストック・オプション①	平成13年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び数	認定支援者 1名及び3社	当社取締役 5名 当社従業員 28名	当社従業員 29名 子会社従業員 2名 認定支援者 18名
ストック・オプション数(注)	普通株式 160株	普通株式 12,698株	普通株式 7,877株
付与日	平成13年8月21日	平成13年8月21日	平成14年2月19日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	被付与者が取締役又は従業 員の地位を失った場合は原 則として権利行使をするこ とはできません。	被付与者が取締役又は従業 員の地位を失った場合は原 則として権利行使をするこ とはできません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	自 平成13年8月21日 至 平成15年8月4日	自 平成14年2月19日 至 平成16年1月31日
権利行使期間	自 平成14年6月1日 至 平成23年6月30日	自 平成15年8月5日 至 平成23年6月30日	自 平成16年2月1日 至 平成23年12月31日

	平成14年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション④	平成15年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名 認定支援者 5名	当社従業員 17名 子会社従業員 4名 当社入社予定者 8名 子会社入社予定者 3名	当社取締役 1名 当社従業員 12名 子会社従業員 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 1,120株	普通株式 2,800株	普通株式 2,350株
付与日	平成14年3月29日	平成14年7月22日	平成15年11月17日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成14年3月29日 至 平成16年3月29日	自 平成14年7月22日 至 平成16年6月21日	自 平成15年11月17日 至 平成17年3月31日
権利行使期間	自 平成16年3月30日 至 平成23年12月31日	自 平成16年6月22日 至 平成23年12月31日	自 平成17年4月1日 至 平成24年12月31日

	平成16年 ストック・オプション②	平成16年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	子会社従業員 1名	当社従業員 8名 子会社従業員 1名	当社従業員 8名 子会社従業員 3名
ストック・オプション数(注)	普通株式 50株	普通株式 850株	普通株式 1,475株
付与日	平成16年9月17日	平成17年2月21日	平成17年10月31日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成16年9月17日 至 平成18年3月31日	自 平成17年2月21日 至 平成18年3月31日	自 平成17年10月31日 至 平成19年3月31日
権利行使期間	自 平成18年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成18年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成26年12月31日

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 10名	当社従業員 9名	子会社従業員 4名
ストック・オプション数(注)	普通株式 975株	普通株式 280株	普通株式 135株
付与日	平成18年4月24日	平成18年12月25日	平成19年5月9日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成18年4月24日 至 平成20年3月31日	自 平成18年12月25日 至 平成20年12月25日	自 平成19年5月9日 至 平成21年5月8日
権利行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成20年12月26日 至 平成27年12月31日	自 平成21年5月9日 至 平成28年12月31日

	平成19年 ストック・オプション②	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び数	当社従業員 11名 子会社従業員 1名	当社従業員 8名 子会社従業員 3名	当社従業員 3名 子会社従業員 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 355株	普通株式 390株	普通株式 245株
付与日	平成19年12月5日	平成20年5月13日	平成21年2月12日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成19年12月5日 至 平成21年12月4日	自 平成20年5月13日 至 平成22年5月12日	自 平成21年2月12日 至 平成23年2月12日
権利行使期間	自 平成21年12月5日 至 平成28年12月31日	自 平成22年5月13日 至 平成29年12月31日	自 平成23年2月13日 至 平成29年12月31日

	平成21年 ストック・オプション②
付与対象者の区分及び数	当社従業員 2名 子会社従業員 1名
ストック・オプション数(注)	普通株式 90株
付与日	平成21年9月7日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成21年9月7日 至 平成23年9月6日
権利行使期間	自 平成23年9月7日 至 平成30年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

b) 連結子会社(ジェノメディア株式会社)

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②
付与対象者の区分及び数	同社取締役 2名 同社従業員 14名	同社従業員 2名	同社従業員 2名
ストック・オプション数(注) 1	普通株式 750株	普通株式 140株	普通株式 160株
付与日	平成17年4月26日	平成18年6月29日	平成19年2月27日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成17年4月26日 至 平成18年5月20日	自 平成18年6月29日 至 平成20年3月31日	自 平成19年2月27日 至 平成20年3月31日
権利行使期間(注) 2	自 平成18年5月21日 至 平成25年12月31日	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日

	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	同社従業員 1名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 85株
付与日	平成21年3月18日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成21年3月18日 至 平成23年3月31日
権利行使期間(注) 2	自 平成23年4月1日 至 平成30年12月31日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 株式の上場日より前は権利行使できません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

a) 提出会社

	平成13年 ストック・オプション①	平成13年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	40	2,933	632
権利確定	—	—	—
権利行使	—	240	—
失効	—	—	150
未行使残	40	2,693	482

	平成14年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション④	平成15年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	162	270	700
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	50	—
未行使残	162	220	700

	平成16年 ストック・オプション②	平成16年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	50	440	565
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	70	—
未行使残	50	370	565

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	115
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	115
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	850	145	—
権利確定	—	—	115
権利行使	—	—	—
失効	60	45	—
未行使残	790	100	115

	平成19年 ストック・オプション②	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	340	390	—
付与	—	—	245
失効	25	—	—
権利確定	315	—	—
未確定残	—	390	245
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	315	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	315	—	—

		平成21年 ストック・オプション②
権利確定前	(株)	
前連結会計年度末		—
付与		90
失効		—
権利確定		—
未確定残		90
権利確定後	(株)	
前連結会計年度末		—
権利確定		—
権利行使		—
失効		—
未行使残		—

b) 連結子会社 (ジェノメディア株式会社)

		平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②
権利確定前	(株)			
前連結会計年度末		—	—	—
付与		—	—	—
失効		—	—	—
権利確定		—	—	—
未確定残		—	—	—
権利確定後	(株)			
前連結会計年度末		575	140	80
権利確定		—	—	—
権利行使		—	—	—
失効		40	—	—
未行使残		535	140	80

		平成21年 ストック・オプション
権利確定前	(株)	
前連結会計年度末		—
付与		85
失効		—
権利確定		—
未確定残		85
権利確定後	(株)	
前連結会計年度末		—
権利確定		—
権利行使		—
失効		—
未行使残		—

② 単価情報

a) 提出会社

		平成13年 ストック・オプション①	平成13年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション①
権利行使価格	(円)	50,000	50,000	280,396 (注)
行使時平均株価	(円)	—	102,900	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	—	—	—

		平成14年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション④	平成15年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	280,396 (注)	280,396 (注)	891,785
行使時平均株価	(円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	—	—	—

		平成16年 ストック・オプション②	平成16年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	584,000	671,779	807,975
行使時平均株価	(円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	—	—	—

		平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
権利行使価格	(円)	762,396	583,000	636,195
行使時平均株価	(円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	—	275,234	286,901

	平成19年 ストック・オプション②	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション①
権利行使価格 (円)	651,000	428,551	158,810
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	304,168	178,454	38,240

	平成21年 ストック・オプション②
権利行使価格 (円)	177,145
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	74,710

(注) 平成14年9月25日付け新株発行による権利行使価格の調整を行っております。

b) 連結子会社 (ジェノメディア株式会社)

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 提出会社

当連結会計年度において付与されたStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した算定技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成21年 Stock・オプション①	平成21年 Stock・オプション②
株価変動性	50% (注) 1	52% (注) 2
予想残存期間 (注) 3	6年	6年2ヶ月
予想配当 (注) 4	—	—
無リスク利率 (注) 5	0.87%	0.79%

(注) 1 株価の変動性の算定は、付与日までの過去6年6ヶ月間（上場日から平成21年2月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2 株価の変動性の算定は、付与日までの過去6年8ヶ月間（平成15年1月から平成21年9月まで）の株価実績に基づき算定しております。

3 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

4 平成21年12月期において配当の実績はありません。

5 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 連結子会社（ジェノメディア株式会社）

当連結会計年度において付与されたStock・オプションについては、当該連結子会社は未公開企業であるため、公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りによっております。

- ① 株式の価値算定に使用した評価方法 DCF法
- ② 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一億円
- ③ 当連結会計年度に権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません

4 Stock・オプションの権利確定数の見積方法

過去の実績に基づき、将来の失効数を見積もる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

研究開発費（株式報酬費用） 32,599千円

販売費及び一般管理費（株式報酬費用） 14,262千円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

a) 提出会社

	平成13年 ストック・オプション①	平成13年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び数	認定支援者 1名及び3社	当社取締役 5名 当社従業員 28名	当社従業員 29名 子会社従業員 2名 認定支援者 18名
ストック・オプション数（注）	普通株式 160株	普通株式 12,698株	普通株式 7,877株
付与日	平成13年8月21日	平成13年8月21日	平成14年2月19日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	被付与者が取締役又は従業 員の地位を失った場合は原 則として権利行使をするこ とはできません。	被付与者が取締役又は従業 員の地位を失った場合は原 則として権利行使をするこ とはできません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	自 平成13年8月21日 至 平成15年8月4日	自 平成14年2月19日 至 平成16年1月31日
権利行使期間	自 平成14年6月1日 至 平成23年6月30日	自 平成15年8月5日 至 平成23年6月30日	自 平成16年2月1日 至 平成23年12月31日

	平成14年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション④	平成15年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名 認定支援者 5名	当社従業員 17名 子会社従業員 4名 当社入社予定者 8名 子会社入社予定者 3名	当社取締役 1名 当社従業員 12名 子会社従業員 2名
ストック・オプション数（注）	普通株式 1,120株	普通株式 2,800株	普通株式 2,350株
付与日	平成14年3月29日	平成14年7月22日	平成15年11月17日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業 員の地位を失った場合は原 則として権利行使をするこ とはできません。	被付与者が取締役又は従業 員の地位を失った場合は原 則として権利行使をするこ とはできません。	被付与者が取締役又は従業 員の地位を失った場合は原 則として権利行使をするこ とはできません。
対象勤務期間	自 平成14年3月29日 至 平成16年3月29日	自 平成14年7月22日 至 平成16年6月21日	自 平成15年11月17日 至 平成17年3月31日
権利行使期間	自 平成16年3月30日 至 平成23年12月31日	自 平成16年6月22日 至 平成23年12月31日	自 平成17年4月1日 至 平成24年12月31日

	平成16年 ストック・オプション②	平成16年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	子会社従業員 1名	当社従業員 8名 子会社従業員 1名	当社従業員 8名 子会社従業員 3名
ストック・オプション数(注)	普通株式 50株	普通株式 850株	普通株式 1,475株
付与日	平成16年9月17日	平成17年2月21日	平成17年10月31日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成16年9月17日 至 平成18年3月31日	自 平成17年2月21日 至 平成18年3月31日	自 平成17年10月31日 至 平成19年3月31日
権利行使期間	自 平成18年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成18年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成26年12月31日

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 10名	当社従業員 9名	子会社従業員 4名
ストック・オプション数(注)	普通株式 975株	普通株式 280株	普通株式 135株
付与日	平成18年4月24日	平成18年12月25日	平成19年5月9日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成18年4月24日 至 平成20年3月31日	自 平成18年12月25日 至 平成20年12月25日	自 平成19年5月9日 至 平成21年5月8日
権利行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成20年12月26日 至 平成27年12月31日	自 平成21年5月9日 至 平成28年12月31日

	平成19年 ストック・オプション②	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び数	当社従業員 11名 子会社従業員 1名	当社従業員 8名 子会社従業員 3名	当社従業員 3名 子会社従業員 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 355株	普通株式 390株	普通株式 245株
付与日	平成19年12月5日	平成20年5月13日	平成21年2月12日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成19年12月5日 至 平成21年12月4日	自 平成20年5月13日 至 平成22年5月12日	自 平成21年2月12日 至 平成23年2月12日
権利行使期間	自 平成21年12月5日 至 平成28年12月31日	自 平成22年5月13日 至 平成29年12月31日	自 平成23年2月13日 至 平成29年12月31日

	平成21年 ストック・オプション②	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 2名 子会社従業員 1名	当社従業員 3名 子会社従業員 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 90株	普通株式 115株
付与日	平成21年9月7日	平成22年6月7日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成21年9月7日 至 平成23年9月6日	自 平成22年6月7日 至 平成24年6月6日
権利行使期間	自 平成23年9月7日 至 平成30年12月31日	自 平成24年6月7日 至 平成31年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

b) 連結子会社(ジェノメディア株式会社)

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②
付与対象者の区分及び数	同社取締役 2名 同社従業員 14名	同社従業員 2名	同社従業員 2名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 750株	普通株式 140株	普通株式 160株
付与日	平成17年4月26日	平成18年6月29日	平成19年2月27日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成17年4月26日 至 平成18年5月20日	自 平成18年6月29日 至 平成20年3月31日	自 平成19年2月27日 至 平成20年3月31日
権利行使期間(注) 2	自 平成18年5月21日 至 平成25年12月31日	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日

	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	同社従業員 1名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 85株
付与日	平成21年3月18日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成21年3月18日 至 平成23年3月31日
権利行使期間(注) 2	自 平成23年4月1日 至 平成30年12月31日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 株式の上場日より前は権利行使できません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

a) 提出会社

	平成13年 ストック・オプション①	平成13年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	40	2,693	482
権利確定	—	—	—
権利行使	—	240	—
失効	—	—	—
未行使残	40	2,453	482

	平成14年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション④	平成15年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	162	220	700
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	39	9	—
未行使残	123	211	700

	平成16年 ストック・オプション②	平成16年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	50	370	565
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	50	100	125
未行使残	—	270	440

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	790	100	115
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	790	100	115

	平成19年 ストック・オプション②	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	390	245
付与	—	—	—
失効	—	40	30
権利確定	—	350	—
未確定残	—	—	215
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	315	—	—
権利確定	—	350	—
権利行使	—	—	—
失効	25	—	—
未行使残	290	350	—

	平成21年 ストック・オプション②	平成22年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	90	—
付与	—	115
失効	—	25
権利確定	—	—
未確定残	90	90
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

b) 連結子会社 (ジェノメディア株式会社)

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	535	140	80
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	535	140	80

	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	85
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	85
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

a) 提出会社

		平成13年 ストック・オプション①	平成13年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション①
権利行使価格	(円)	50,000	50,000	280,396 (注)
行使時平均株価	(円)	—	97,700	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	—	—	—

		平成14年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション④	平成15年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	280,396 (注)	280,396 (注)	891,785
行使時平均株価	(円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	—	—	—

		平成16年 ストック・オプション②	平成16年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	584,000	671,779	807,975
行使時平均株価	(円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	—	—	—

		平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
権利行使価格	(円)	762,396	583,000	636,195
行使時平均株価	(円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	—	275,234	286,901

		平成19年 ストック・オプション②	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション①
権利行使価格	(円)	651,000	428,551	158,810
行使時平均株価	(円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	304,168	178,454	38,240

		平成21年 ストック・オプション②	平成22年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	177,145	154,473
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	74,710	70,155

(注) 平成14年9月25日付け新株発行による権利行使価格の調整を行っております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年12月31日)		当連結会計年度 (平成22年12月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
	繰延税金資産		繰延税金資産
	減価償却費		減価償却費
	繰越欠損金		繰越欠損金
	有価証券等評価損		有価証券等評価損
	その他		その他
	繰延税金資産小計		繰延税金資産小計
	評価性引当額		評価性引当額
	繰延税金資産合計		繰延税金資産合計
	繰延税金負債		繰延税金負債
	寄附金認定損		寄附金認定損
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	繰延税金負債の純額		繰延税金負債の純額
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に計上されない項目		交際費等永久に損金に計上されない項目
	住民税均等割		住民税均等割
	評価性引当額		評価性引当額
	その他		その他
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		税効果会計適用後の法人税等の負担率

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、医薬事業の事業収益、営業利益及び資産の金額は全セグメントの事業収益の合計、営業利益の合計及び全セグメント資産の合計額の90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
I 事業収益及び営業損益						
事業収益						
(1) 外部顧客に対する事業収益	585,695	—	—	585,695	—	585,695
(2) セグメント間の内部事業収益又は振替高	—	244,844	7,441	252,285	(252,285)	—
計	585,695	244,844	7,441	837,981	(252,285)	585,695
事業費用	3,209,090	233,168	6,870	3,449,129	(252,539)	3,196,589
営業利益又は営業損失 (△)	△2,623,395	11,676	571	△2,611,147	253	△2,610,893
II 資産	7,069,223	100,664	12,468	7,182,356	(20,210)	7,162,146

(注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……米国

(2) 欧州……英国

3 事業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能事業費用はありません。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産はありません。

5 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載の通り、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しております。なお、これによる所在地別セグメント情報に与える影響はございません。

(リース取引に関する会計基準の適用)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載の通り、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、これによる所在地別セグメント情報に与える影響はございません。

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
I 事業収益及び営業損益						
事業収益						
(1) 外部顧客に対する事業収益	286,915	—	—	286,915	—	286,915
(2) セグメント間の内部事業収益又は振替高	10,000	208,772	6,544	225,317	(225,317)	—
計	296,915	208,772	6,544	512,233	(225,317)	286,915
事業費用	2,326,545	189,802	6,211	2,522,558	(225,317)	2,297,241
営業利益又は営業損失(△)	△2,029,629	18,970	333	△2,010,325	—	△2,010,325
II 資産	4,899,483	124,972	11,035	5,035,492	(31,017)	5,004,474

- (注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) 北米……米国
 (2) 欧州……英国
 3 事業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能事業費用はありません。
 4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

(追加情報)

当連結会計年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	森下竜一	—	—	被所有（直接） 7.14	当社取締役	特許使用料 の支払	45,000	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

森下竜一に対する特許使用料の支払については、外部機関による公正妥当な評価金額に基づき決定しております。

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	54,345円29銭	1株当たり純資産額	35,019円99銭
1株当たり当期純損失	24,804円64銭	1株当たり当期純損失	16,668円71銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。	

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)	当連結会計年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	6,512,927	4,287,984
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	100,673	147,535
(うち新株予約権)	(100,673)	(147,535)
普通株式にかかる期末の純資産額(千円)	6,412,254	4,140,449
期末の普通株式の数(株)	117,991	118,231

2 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
当期純損失(千円)	2,921,390	1,967,217
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	2,921,390	1,967,217
普通株式の期中平均株式数(株)	117,776	118,019
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数3,377株)及び新株予約権(新株予約権の数3,950個)	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数3,098株)及び新株予約権(新株予約権の数3,661個)

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>1 ストック・オプション</p> <p>i) 平成22年2月19日開催の取締役会及び平成22年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権の付与を行うものであります。</p> <p>(1) 株式の種類：普通株式</p> <p>(2) 新株予約権の予定総数：1,000個を上限とする。</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額：無償</p> <p>(4) 1株当たりの払込価額： 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使期間： 平成22年3月30日開催の定時株主総会の決議日の翌日より2年間経過した日から当該決議日後10年以内の範囲で、取締役会が定める期間。</p>	<p>1 第三者割当増資による新株式の発行</p> <p>平成23年1月24日開催の取締役会において、第三者割当により新株の募集を行うことを決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>i) 新株式募集の概要</p> <p>(1) 発行期日 平成23年2月15日</p> <p>(2) 発行新株式数 普通株式 2,637株</p> <p>(3) 発行価額 1株につき金 113,763円 (平成22年12月22日から平成23年1月21日まで1ヵ月間の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の単純平均価額（1円未満の端数については切捨てる。）)</p> <p>(4) 発行価額の総額 299,993,031円</p> <p>(5) 資本組入額 1株につき金 56,882円</p> <p>(6) 資本組入額の総額 149,997,834円</p> <p>(7) 募集又は割当方法 第三者割当の方法による</p> <p>(8) 割当先及び株式数 塩野義製薬株式会社 2,637株</p> <p>(9) 前記各号については、有価証券届出書の効力発生後に締結される株式引受契約の締結を条件とする。</p> <p>2 普通株式募集に係る発行登録</p> <p>平成23年1月24日開催の取締役会において、新株式の発行登録を行うことについて決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 募集有価証券の種類 普通株式</p> <p>(2) 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日（平成23年2月1日）から2年を経過する日（平成25年1月31日）まで</p> <p>(3) 募集方法 第三者割当</p> <p>(4) 発行予定額 2億円（上限）</p> <p>(5) 調達資金の用途 NF-κBデコイオリゴの医薬品開発を進めるための研究開発投資として、具体的には臨床試験費用、非臨床試験費用、製剤製造関連費用及び人件費に充当予定であります。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>
	<p>3 ストックオプション</p> <p>平成23年1月24日開催の取締役会において、平成22年3月30日開催の定時株主総会で承認されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与について、具体的な発行内容を確定いたしました。</p> <p>(1) 新株予約権を割り当てる日： 平成23年2月10日</p> <p>(2) 新株予約権の発行数：160個 (新株予約権1個につき1株)</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額：無償</p> <p>(4) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数： 当社普通株式 160株</p> <p>(5) 新株予約権の行使の際して払い込むべき金額： 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日 (取引の成立しない日を除く)の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値(当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使期間： 平成25年2月10日から平成31年12月31日まで</p> <p>(7) 新株予約権の割当対象者の内訳： 当社従業員 5名</p>

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日)	第2四半期 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日)	第3四半期 (自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日)	第4四半期 (自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日)
事業収益 (千円)	75,085	40,418	71,887	99,523
税金等調整前四半期純損失金額 (千円)	441,798	429,063	464,460	611,734
四半期純損失金額 (千円)	444,265	431,470	466,770	624,711
1株当たり四半期純損失金額 (円)	3,765円25銭	3,656円80銭	3,955円98銭	5,289円66銭

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,397,057	2,051,275
売掛金	63,389	77,301
有価証券	1,498,278	900,235
商品	33,447	60,283
原材料	471,496	567,577
仕掛品	1,798	—
貯蔵品	6,574	5,739
前渡金	247,132	315,169
前払費用	26,403	24,276
関係会社短期貸付金	200,000	—
立替金	1,442	1,388
その他	31,182	40,581
貸倒引当金	△200,000	—
流動資産合計	5,778,202	4,043,830
固定資産		
有形固定資産		
建物	40,230	40,420
減価償却累計額	△28,300	△30,451
建物（純額）	11,930	9,969
機械及び装置	2,143	2,143
減価償却累計額	△2,088	△2,106
機械及び装置（純額）	54	36
工具、器具及び備品	312,443	350,113
減価償却累計額	△278,841	△297,390
工具、器具及び備品（純額）	33,601	52,722
有形固定資産合計	45,586	62,728
無形固定資産		
特許権	172,031	132,359
商標権	543	329
ソフトウェア	15,767	5,978
電話加入権	86	86
無形固定資産合計	188,429	138,753
投資その他の資産		
投資有価証券	829,443	521,739
関係会社株式	61,684	61,684
関係会社長期貸付金	—	200,000
長期前払費用	69,453	56,679
敷金及び保証金	53,221	52,895

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
貸倒引当金	—	△200,000
投資その他の資産合計	1,013,803	692,999
固定資産合計	1,247,819	894,481
資産合計	7,026,021	4,938,311
負債の部		
流動負債		
買掛金	48,924	108,241
未払金	57,693	75,868
未払費用	6,635	5,901
未払法人税等	22,125	21,339
前受金	513,901	455,147
預り金	7,341	8,461
流動負債合計	656,622	674,959
負債合計	656,622	674,959
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,460,618	9,466,618
資本剰余金		
資本準備金	7,771,361	7,777,361
資本剰余金合計	7,771,361	7,777,361
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△11,333,394	△13,196,520
利益剰余金合計	△11,333,394	△13,196,520
株主資本合計	5,898,584	4,047,458
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	370,141	68,357
評価・換算差額等合計	370,141	68,357
新株予約権	100,673	147,535
純資産合計	6,369,399	4,263,351
負債純資産合計	7,026,021	4,938,311

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
事業収益		
商品売上高	※1 142,085	※1 180,986
研究開発事業収益	290,394	103,425
事業収益合計	432,479	284,412
事業費用		
売上原価	※1 68,210	※1 82,813
研究開発費	※2 2,099,659	※2 1,325,196
販売費及び一般管理費	※3 754,679	※3 760,610
事業費用合計	2,922,549	2,168,620
営業損失(△)	△2,490,069	△1,884,208
営業外収益		
受取利息	14,566	6,939
有価証券利息	5,518	4,741
為替差益	—	24,728
補助金収入	44,617	89,342
関係会社事務代行手数料	7,080	7,080
業務受託料	※4 6,031	※4 3,317
雑収入	775	3,077
営業外収益合計	78,589	139,226
営業外費用		
株式交付費	272	70
投資事業組合運用損	※4 330,084	※4 80,757
為替差損	12,028	—
雑損失	16	—
営業外費用合計	342,401	80,827
経常損失(△)	△2,753,881	△1,825,810
特別利益		
貸倒引当金戻入額	100,000	—
特別利益合計	100,000	—
特別損失		
固定資産除却損	※5 10,303	※5 16,134
投資有価証券評価損	100,029	17,879
特別損失合計	110,333	34,014
税引前当期純損失(△)	△2,764,215	△1,859,824
法人税、住民税及び事業税	5,810	3,301
法人税等合計	5,810	3,301
当期純損失(△)	△2,770,025	△1,863,126

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
期首商品棚卸高		46,161	100.0	33,447	100.0
当期商品仕入高		55,496		109,650	
合計		101,657		143,097	
期末商品棚卸高		33,447		60,283	
当期売上原価		68,210		82,813	

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	9,454,618	9,460,618
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)	6,000	6,000
当期変動額合計	6,000	6,000
当期末残高	9,460,618	9,466,618
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	7,765,361	7,771,361
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)	6,000	6,000
当期変動額合計	6,000	6,000
当期末残高	7,771,361	7,777,361
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△8,563,369	△11,333,394
当期変動額		
当期純損失(△)	△2,770,025	△1,863,126
当期変動額合計	△2,770,025	△1,863,126
当期末残高	△11,333,394	△13,196,520
株主資本合計		
前期末残高	8,656,609	5,898,584
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)	12,000	12,000
当期純損失(△)	△2,770,025	△1,863,126
当期変動額合計	△2,758,025	△1,851,126
当期末残高	5,898,584	4,047,458
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△46,016	370,141
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	416,158	△301,784
当期変動額合計	416,158	△301,784
当期末残高	370,141	68,357

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
新株予約権		
前期末残高	60,418	100,673
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	40,255	46,862
当期変動額合計	40,255	46,862
当期末残高	100,673	147,535
純資産合計		
前期末残高	8,671,011	6,369,399
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	12,000	12,000
当期純損失 (△)	△2,770,025	△1,863,126
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	456,413	△254,921
当期変動額合計	△2,301,611	△2,106,048
当期末残高	6,369,399	4,263,351

【継続企業の前提に関する事項】

前事業年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)						
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式 移動平均法による原価法</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) 子会社株式 同左</p>						
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>(1) 商品、原材料 移動平均法</p> <p>(2) 仕掛品 個別法</p> <p>(3) 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>(1) 商品、原材料 同左</p> <p>(2) 仕掛品 同左</p> <p>(3) 貯蔵品 同左</p>						
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>3年～15年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>3年～4年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3年～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産除く） 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	3年～15年	機械装置	3年～4年	工具器具備品	3年～15年	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産除く） 同左</p>
建物	3年～15年						
機械装置	3年～4年						
工具器具備品	3年～15年						

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p> <p>(4) 長期前払費用 同左</p>
<p>4 繰延資産の処理方法 (1) 株式交付費 支出時に全額費用として計上しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法 (1) 株式交付費 同左</p>
<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>
<p>6 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。</p>	<p>6 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左</p>
<p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 同左</p>

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当事業年度から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)に変更しております。 なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はございません。 (リース取引に関する会計基準等) 当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はございません。</p>	—————

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越契約の総額 1,900,000千円 当期末残高 ー千円	1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越契約の総額 1,900,000千円 当期末残高 ー千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
※1 商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、73,875千円であります。	※1 商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、98,172千円であります。
※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 302,902千円 旅費交通費 25,921 支払手数料 306,715 外注費 961,368 研究用材料費 73,103 消耗品費 75,820 減価償却費 81,206	※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 281,880千円 支払手数料 258,528 外注費 305,005 減価償却費 65,159 棚卸評価損 43,777
※3 販売費に属する費用の割合は1.6%、一般管理費に属する費用の割合は98.4%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 98,456千円 給与手当 204,927 法定福利費 29,106 派遣社員費 6,137 広告宣伝費 9,929 旅費交通費 30,616 支払手数料 187,149 地代家賃 42,835 減価償却費 12,835	※3 販売費に属する費用の割合は2.6%、一般管理費に属する費用の割合は97.4%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 106,130千円 給与手当 211,674 支払手数料 138,693 減価償却費 12,675
※4 投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担相当額となる3,968千円については、投資事業組合運用損失と相殺して表示しております。	※4 投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担相当額となる2,182千円については、投資事業組合運用損失と相殺して表示しております。
※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 工具器具備品 579千円 特許権 9,724 計 10,303	※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 工具、器具及び備品 5千円 特許権 16,128 計 16,134

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)																
1 リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、期末残高相当額	1 リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、期末残高相当額																
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th><th>期末残高 相当額 (千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>工具器具備品</td><td>5,659</td><td>1,226</td><td>4,433</td></tr></tbody></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具備品	5,659	1,226	4,433	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th><th>期末残高 相当額 (千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>工具、器具及び備品</td><td>5,659</td><td>2,358</td><td>3,301</td></tr></tbody></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具、器具及び備品	5,659	2,358	3,301
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)														
工具器具備品	5,659	1,226	4,433														
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)														
工具、器具及び備品	5,659	2,358	3,301														
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																
1年内 1,090千円	1年内 1,130千円																
1年超 3,415	1年超 2,284																
合計 4,505	合計 3,415																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額																
① 支払リース料 1,236千円	① 支払リース料 1,236千円																
② 減価償却費相当額 1,131	② 減価償却費相当額 1,131																
③ 支払利息相当額 184	③ 支払利息相当額 145																
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする 定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																
(5) 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法については利 息法によっております。	(5) 支払利息相当額の算定方法 同左																

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

当事業年度における子会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式61,684千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年12月31日)		当事業年度 (平成22年12月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
	繰延税金資産		繰延税金資産
	貸倒引当金繰入額		減価償却費
	81,380千円		15,863千円
	減価償却費		有価証券等評価損
	14,109		691,092
	有価証券等評価損		繰越欠損金
	774,535		5,182,092
	繰越欠損金		その他
	4,728,207		130,364
	その他		繰延税金資産小計
	27,620		6,019,413
	繰延税金資産小計		評価性引当額
	5,625,851		△5,987,553
	評価性引当額		繰延税金資産合計
	△5,590,248		31,860
	繰延税金資産合計		繰延税金負債
	35,603		寄附金認定損
	繰延税金負債		△31,860
	寄附金認定損		繰延税金負債合計
	△35,603		△31,860
	繰延税金負債合計		繰延税金負債の純額
	△35,603		—
	繰延税金負債の純額		—
	—		
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	40.7%		40.7%
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に計上され		交際費等永久に損金に計上され
	ない項目		△0.1
	△0.1		ない項目
	住民税均等割		△0.2
	△0.2		住民税均等割
	評価性引当額他		△40.2
	△40.2		評価性引当額
	その他		△0.6
	△0.4		その他
	税効果会計適用後の法人税等の		△0.2
	負担率		税効果会計適用後の法人税等の
	△0.2		負担率
			△0.2

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	53,128円85銭	1株当たり純資産額	34,811円65銭
1株当たり当期純損失	23,519円44銭	1株当たり当期純損失	15,786円71銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。	

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成21年12月31日)	当事業年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	6,369,399	4,263,351
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	100,673	147,535
(うち新株予約権)	(100,673)	(147,535)
普通株式にかかる期末の純資産額 (千円)	6,268,726	4,115,816
期末の普通株式の数(株)	117,991	118,231

2 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
当期純損失(千円)	2,770,025	1,863,126
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	2,770,025	1,863,126
普通株式の期中平均株式数(株)	117,776	118,019
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数3,377株)及び新株予約権(新株予約権の数3,950個)	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数3,098株)及び新株予約権(新株予約権の数3,661個)

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>1 ストック・オプション</p> <p>i) 平成22年2月19日開催の取締役会及び平成22年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権の付与を行うものであります。</p> <p>(1) 株式の種類：普通株式</p> <p>(2) 新株予約権の予定総数：1,000個を上限とする。</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額：無償</p> <p>(4) 1株当たりの払込価額： 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使期間： 平成22年3月30日開催の定時株主総会の決議日の翌日より2年間経過した日から当該決議日後10年以内の範囲で、取締役会が定める期間。</p>	<p>1 第三者割当増資による新株式の発行</p> <p>平成23年1月24日開催の取締役会において、第三者割当により新株の募集を行うことを決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>i) 新株式募集の概要</p> <p>(1) 発行期日 平成23年2月15日</p> <p>(2) 発行新株式数 普通株式 2,637株</p> <p>(3) 発行価額 1株につき金 113,763円 (平成22年12月22日から平成23年1月21日まで1ヵ月間の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の単純平均価額（1円未満の端数については切捨てる。）)</p> <p>(4) 発行価額の総額 299,993,031円</p> <p>(5) 資本組入額 1株につき金 56,882円</p> <p>(6) 資本組入額の総額 149,997,834円</p> <p>(7) 募集又は割当方法 第三者割当の方法による</p> <p>(8) 割当先及び株式数 塩野義製薬株式会社 2,637株</p> <p>(9) 前記各号については、有価証券届出書の効力発生後に締結される株式引受契約の締結を条件とする。</p> <p>2 普通株式募集に係る発行登録</p> <p>平成23年1月24日開催の取締役会において、新株式の発行登録を行うことについて決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 募集有価証券の種類 普通株式</p> <p>(2) 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日（平成23年2月1日）から2年を経過する日（平成25年1月31日）まで</p> <p>(3) 募集方法 第三者割当</p> <p>(4) 発行予定額 2億円（上限）</p> <p>(5) 調達資金の使途 NF-κBデコイオリゴの医薬品開発を進めるための研究開発投資として、具体的には臨床試験費用、非臨床試験費用、製剤製造関連費用及び人件費に充当予定であります。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>
	<p>3 ストックオプション</p> <p>平成23年1月24日開催の取締役会において、平成22年3月30日開催の定時株主総会で承認されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与について、具体的な発行内容を確定いたしました。</p> <p>(1) 新株予約権を割り当てる日： 平成23年2月10日</p> <p>(2) 新株予約権の発行数：160個 (新株予約権1個につき1株)</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額：無償</p> <p>(4) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数： 当社普通株式 160株</p> <p>(5) 新株予約権の行使の際して払い込むべき金額： 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日 (取引の成立しない日を除く)の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値(当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使期間： 平成25年2月10日から平成31年12月31日まで</p> <p>(7) 新株予約権の割当対象者の内訳： 当社従業員 5名</p>

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	バイカル インク	2,171,088
		株式会社ジーンデザイン	350
		株式会社ヘルスネット	350
		木村医科器械株式会社	800
		株式会社TSD Japan	2,858
		小計	2,175,446
計		2,175,446	359,077

【債券】

銘柄		券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有価証券	日本板硝子株式会社2011年円建転換社債型新株予約権付社債	100,000
		近畿日本鉄道株式会社第52回社債	100,000
		住友不動産株式会社第56回社債	100,000
		株式会社東芝2011年円建転換社債型新株予約権付社債	100,000
		みずほインバスターズ証券株式会社一括譲渡限定CP	500,000
		小計	900,000
計		900,000	900,235

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	(投資事業有限責任組合出資金) バイオ・サイト・イノベーション一号	100口
		(新株引受権証券) 株式会社ヘルスネット	19枚
		小計	—
計		—	162,662

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	40,230	190	—	40,420	30,451	2,151	9,969
機械及び装置	2,143	—	—	2,143	2,106	18	36
工具、器具及び備品	312,443	38,550	880	350,113	297,390	19,404	52,722
有形固定資産計	354,817	38,740	880	392,677	329,949	21,573	62,728
無形固定資産							
特許権	404,799	22,715	35,725	391,789	259,430	46,258	132,359
商標権	1,700	—	—	1,700	1,370	214	329
ソフトウェア	79,074	—	480	78,594	72,616	9,789	5,978
電話加入権	86	—	—	86	—	—	86
無形固定資産計	485,661	22,715	36,205	472,171	333,417	56,262	138,753
長期前払費用	118,073	—	—	118,073	61,394	12,773	56,679

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、以下のとおりであります。

工具、器具及び備品	研究開発機器	24,593千円
	コンピュータ及び周辺機器	13,956千円
特許権	HGF遺伝子治療薬の特許に係るライセンス料等	3,711千円
	NFκBの特許に係るライセンス料等	2,647千円

2 当期減少額のうち主なものは、以下のとおりであります。

特許権	契約解除、計画見直し等に伴う除却	35,725千円
-----	------------------	----------

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	200,000	—	—	—	200,000

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分		金額 (千円)
現金		208
預金の種類	普通預金	539,687
	外貨普通預金	7,773
	定期預金	1,503,605
	計	2,051,067
合計		2,051,275

b 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
アルフレッサ株式会社	39,102
成和産業株式会社	38,106
株式会社ジーンデザイン	93
合計	77,301

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	次期繰越高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
63,389	237,207	223,294	77,301	74.3	108.2

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 商品

事業部門	金額 (千円)
医薬品	60,283
合計	60,283

d 原材料

事業部門	金額 (千円)
医薬品	567,577
合計	567,577

e 貯蔵品

事業部門	金額（千円）
医薬品	5,739
合計	5,739

f 前渡金

相手先	金額（千円）
ベーリンガー インゲルハイム オーストリア ゲーエムベ ーハー	206,466
スギ生物科学研究所株式会社	34,219
東京大学	29,999
日精バイリス株式会社	21,276
ジェノメディア株式会社	10,500
その他	12,707
合計	315,169

② 負債の部

a 買掛金

相手先	金額（千円）
ホソカワミクロン株式会社	44,086
バイカル インク	40,744
アンジェス インク	10,162
日精バイリス株式会社	8,363
イーピーエス株式会社	4,152
その他	731
合計	108,241

b 前受金

相手先	金額（千円）
第一三共株式会社	425,767
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	24,000
アルフレッサ ファーマ株式会社	5,379
合計	455,147

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.anges-mg.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第11期（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）平成22年3月31日に関東財務局長に提出
確認書を平成22年4月2日に提出

(2) 有価証券報告書の確認書の訂正確認書

訂正確認書（上記(1)有価証券報告書の確認書の訂正確認書）を平成22年4月5日に関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年3月31日に関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第12期第1四半期（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）平成22年4月30日に関東財務局長に提出

第12期第2四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月4日に関東財務局長に提出

第12期第3四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月1日に関東財務局長に提出

(5) 四半期報告書の確認書の訂正確認書

訂正確認書（上記(4)第12期第2四半期報告書の確認書の訂正確認書）平成22年9月8日に関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書（第三者割当による増資）及びその添付書類

平成23年1月24日に関東財務局長に提出

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年2月7日に関東財務局長に提出

平成23年1月24日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(8) 発行登録書（普通株式）及びその添付書類

平成23年1月24日に関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月30日

アンジェス MG株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片岡 久依 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 勢 志 元 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェス MG株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェス MG株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アンジェス MG株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アンジェス MG株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月31日

アンジェス MG株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片岡久依 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 勢志元 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェスMG株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェスMG株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年1月24日開催の取締役会において、第三者割当により新株の募集を行うこと及び新株式の発行登録を行うことについて決議している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アンジェスMG株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アンジェスMG株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月30日

アンジェス MG株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片岡久依 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 勢志元 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェス MG株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェス MG株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月31日

アンジェス MG株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片岡久依 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 勢志元 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェスMG株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェス MG株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年1月24日開催の取締役会において、第三者割当により新株の募集を行うこと及び新株式の発行登録を行うことについて決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月31日
【会社名】	アンジェスMG株式会社
【英訳名】	AnGes MG, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 英
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 彩都バイオインキュベーター4階
【縦覧に供する場所】	アンジェスMG株式会社 東京支社 (東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長山田英は、当社並びに連結子会社（以下、「当社連結グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社連結グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長山田英は、平成22年12月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社連結グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社連結グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

また、当社連結グループは研究開発型の企業であり、企業活動の指標としては連結研究開発費が最も重要である。このような認識のもと、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結研究開発費を指標に、その3分の2以上を占める事業拠点を重要な事業拠点として選定し、事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売掛金」「商品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」「事業収益」「売上原価」「研究開発費（うち給与手当及び外注費に限る。）」に至る業務プロセスを評価の対象とした。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価した。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長山田英は、平成22年12月31日現在における当社連結グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はない。

5 【特記事項】

特記すべき事項はない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月31日
【会社名】	アンジェスMG株式会社
【英訳名】	AnGes MG, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 英
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 彩都バイオインキュベーター4階
【縦覧に供する場所】	アンジェスMG株式会社 東京支社 (東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山田 英は、当社の第12期（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。